

市町村権限移譲交付金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号。以下「特例条例」という。）及び愛知県教育委員会事務処理特例条例（平成12年愛知県条例第18号。以下「教育特例条例」という。）に基づき市町村及び広域連合（以下「市町村等」という。）が処理する事務のうち、別表第1に掲げる事務（以下「移譲事務」という。）の処理に要する経費として、毎年度予算の範囲内において交付する権限移譲交付金（以下「交付金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 交付対象者は、移譲事務を処理する市町村等とする。

(交付金の算定)

第3 市町村等に対する交付金の額は、別表第2に定めるところにより別表第1の事務ごとに算出した額を合算した額とする。

(交付の決定及び交付時期)

第4 知事は、次の表の事務の欄に掲げる事務について、原則として交付の決定及び交付時期の欄に定める時期までに様式第1により市町村等に交付すべき交付金の額を決定し、交付するものとする。

事 務	交付の決定及び交付時期
別表第1の事務番号1、2、4、7、9、10及び19の事務	毎年6月末
別表第1の事務番号3、5、6、8、11、12、13、14、15、16、17及び18の事務	毎年3月末

(取扱い件数の報告)

第5 市町村等長は、次の表の事務の欄に掲げる事務について、報告期日の欄に定める期日までに様式第2により報告期間の欄に掲げる期間における事務取扱い件数を知事に報告しなければならない。

事 務	報 告 期 日	報 告 期 間
別表第1の事務番号2（特例条例3-1、6-14、6-25、6-26、6-27及び6-28の事務を除く）、7及び9（特例条例7-6及び11-8の事務を除く）の事務	毎年10月15日	前年の10月1日から当該年の9月30日まで
別表第1の事務番号5及び17の事務	毎年 1月15日	当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日まで

(交付金算定の錯誤)

第6 知事は、第4の規定により交付金の額を決定し、交付した後において、交付金の額の算定に用いた数値について錯誤があったことを発見した場合は、その都度別に定めるところにより、当該錯誤に係る市町村等と必要な調整を行うことができる。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。ただし、平成13年度の交付金に係る事務については、適用しない。
- 2 愛知県委譲事務交付金交付要綱、愛知県保健衛生事務委任交付金交付要綱、愛知県ふ

ぐ処理施設届出事務委任交付金交付要綱、愛知県敬老金支給事務取扱交付金交付要綱、同和地域高齢者慰労金支給事務取扱交付金交付要綱及び愛知県文化財保護移譲事務交付金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。ただし、愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）別表第2の4の項及び5の項に係る事務については、同月16日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から適用する。
- 2 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）別表第2の7の項及び8の項に掲げる事務の平成15年度における交付の決定及び交付時期については、要綱第4の規定にかかわらず、平成16年3月末とする。
- 3 平成15年度に限り、改正前の要綱別表第1の事務番号3の事務に係る交付金を改正後の要綱別表第1の事務番号3の事務に係る交付金に加算して交付する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 米穀需給改善事務交付金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）別表第3の13の項及び17の項中(4)に掲げる事務の平成19年度における交付の決定及び交付時期については、要綱第4の規定にかかわらず、平成20年3月末とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。

附 則

- １ この要綱は、平成２７年１月１日から適用する。
- ２ 愛知県事務処理特例条例（平成１１年愛知県条例第５５号）別表第６の２７の項に掲げる事務の平成２６年度における交付の決定及び交付時期については、要綱第４の規定にかかわらず、平成２７年３月末とし、算定の基礎となる処理件数については要綱別表第２の事務番号２の規定にかかわらず、平成２５年１月１日から平成２５年３月３１日までの間に処理した件数とする。
- ３ 愛知県事務処理特例条例別表第６の２７の項に掲げる事務の平成２６年１２月末までの処理件数については、要綱別表第３の２３の項の規定にかかわらず、愛知県特定疾患医療給付事業実施要領に基づく処理件数とする。ただし、当該期間内において難病の患者に対する医療等に関する法律等に基づき事務を処理した場合は、その処理件数を算定の基礎に含める。

附 則

この要綱は、平成２７年２月３日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から適用する。ただし、愛知県事務処理特例条例（平成１１年愛知県条例第５５号）別表第５の４の項及び５の項に係る改正内容については、同年５月２８日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年７月１０日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から適用する。

附 則

- １ この要綱は、平成２９年８月１日から適用する。
- ２ 愛知県事務処理特例条例（平成１１年愛知県条例第５５号）別表第６の２８の項に掲げる事務の平成２９年度における交付の決定及び交付時期については、要綱第４の規定にかかわらず平成２９年９月末とし、算定の基礎となる処理件数については、要綱別表第２の事務番号２の規定にかかわらず、平成２７年１０月１日から平成２８年３月３１

日まで及び平成28年8月1日から平成28年9月30日までの間に処理した件数とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。ただし、愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）別表第5の7の項に係る改正内容については、平成30年10月1日から、また、別表第6の9の項に係る改正内容については、医療法等の一部を改正する法律の施行の日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）別表第3に掲げる事務に係る東三河広域連合の交付金算定における人件費の算定方法については、要綱別表第2の事務番号2の1の規定にかかわらず、平成31年度においては平成29年10月1日から平成30年9月30日までの期間における県の取扱い件数（豊橋市又は新城市に住所等を有する者に係るものに限る。）を基とした取扱い見込件数に同期間における東三河広域連合の構成市町村（豊橋市及び新城市を除く。）の取扱い件数を加えた件数に知事が定める額を乗じて得た額とし、平成32年度においては平成30年10月1日から平成31年3月31日までの期間における県の取扱い件数（豊橋市又は新城市に住所等を有する者に係るものに限る。）を基とした取扱い見込件数及び東三河広域連合の構成市町村（豊橋市及び新城市を除く。）の取扱い件数の合計に平成31年4月1日から平成31年9月30日までの期間における東三河広域連合の取扱い件数を加えた件数に知事が定める額を乗じて得た額とする。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の第6の規定は、令和元年度以降に交付する権限移譲交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から適用する。
- 2 愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）別表第6の22の項及び別表第6の23の項に掲げる事務の令和2年度における交付の決定に係る交付金の金額の算出のための処理件数については、要綱別表第3の28項及び別表第3の29項の規定にかかわらず、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの間及び平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年6月19日法律第39号）による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）の規定により行った類似の事務に係るそれぞれの処理件数を基に算出した数を処理件数とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、令和３年１２月１７日から適用する。

附 則
この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附 則
この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

附 則
この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

附 則
この要綱は、令和７年５月９日から適用する。

別表第 1

事務番号	特例条例・教育特例条例 別表一 項番号	移 譲 事 務
1	特例条例 4-1, 2, 6	自然公園法等に基づく事務
2	特例条例 1	地方自治法に基づく事務
	特例条例 2-1	火薬類取締法に基づく事務
	特例条例 2-2	電気用品安全法に基づく事務
	特例条例 2-3	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務
	特例条例 3-1	旅券法等に基づく事務
	特例条例 3-2	文化財保護法に基づく事務
	特例条例 3-3	文化財保護法に基づく事務
	特例条例 3-9	愛知県文化財保護条例に基づく事務
	特例条例 4-3	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく事務
	特例条例 4-4, 5	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務
	特例条例 4-7, 8	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例等に基づく事務
	特例条例 5-1	児童福祉法に基づく事務
	特例条例 5-2	児童福祉法に基づく事務
	特例条例 5-3	児童福祉法に基づく事務
	特例条例 5-4	民生委員法に基づく事務
	特例条例 5-5	社会福祉法等に基づく事務
	特例条例 5-6	老人福祉法に基づく事務
	特例条例 5-8	介護保険法等に基づく事務
	特例条例 5-9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務
	特例条例 6-2, 3	墓地、埋葬等に関する法律等に基づく事務
	特例条例 6-6, 7, 8	医療法等に基づく事務
	特例条例 6-14	覚醒剤取締法に基づく事務
	特例条例 6-18	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務
	特例条例 6-22, 23	動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく事務
	特例条例 6-25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく事務
	特例条例 6-26	難病の患者に対する医療等に関する法律等に基づく事務
	特例条例 6-27	難病の患者に対する医療等に関する法律等に基づく事務
	特例条例 6-28	死体解剖保存法施行令に基づく事務
	特例条例 7-1	商工会議所法等に基づく事務
	特例条例 7-2	商工会法に基づく事務
	特例条例 7-3	家庭用品品質表示法等に基づく事務
	特例条例 7-4	消費生活用製品安全法等に基づく事務
	特例条例 7-5	中小小売商業振興法等に基づく事務
	特例条例 8-1	農地法に基づく事務
	特例条例 8-2	農地法に基づく事務
	特例条例 8-3	農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務
	特例条例 8-4	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務
	特例条例 9	土地改良法に基づく事務
	特例条例 11-3	屋外広告物法等に基づく事務
	特例条例 11-7	宅地造成及び特定盛土等規制法等に基づく事務
	特例条例 11-8	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務
	特例条例 11-9	宅地造成及び特定盛土等規制法等に基づく事務
	特例条例 11-10	流通業務市街地の整備に関する法律に基づく事務
	特例条例 11-13	都市計画法に基づく事務
	特例条例 11-14	都市計画法に基づく事務
	特例条例 11-15	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務
	特例条例 11-16	国土利用計画法に基づく事務
	特例条例 11-17	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務
	特例条例 12-9	都市再開発法等に基づく事務
	教育特例条例 1	学校教育法に基づく事務

事務番号	特例条例・教育特例条例 別表―項番号	移 譲 事 務
3	特例条例 4-9, 10, 11, 12, 13, 14, 15	県民の生活環境の保全等に関する条例等に基づく事務
4	特例条例 6-1	栄養士法等に基づく事務
	特例条例 6-4	保健師助産師看護師法等に基づく事務
	特例条例 6-5	歯科衛生士法に基づく事務
	特例条例 6-9, 10	医療法等に基づく事務
	特例条例 6-11	クリーニング業法等に基づく事務
	特例条例 6-12	毒物及び劇物取締法等に基づく事務
	特例条例 6-13	旧診療放射線技師及び診療エックス線技師法等に基づく事務
	特例条例 6-15	麻薬及び向精神薬取締法等に基づく事務
	特例条例 6-16	歯科技工士法等に基づく事務
	特例条例 6-17	調理師法等に基づく事務
	特例条例 6-19	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づく事務
	特例条例 6-20	製菓衛生師法等に基づく事務
	特例条例 6-21	建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく事務
	特例条例 6-24	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく事務
	特例条例 6-29	医師法施行令に基づく事務
	特例条例 6-30	歯科医師法施行令に基づく事務
	特例条例 6-31	診療放射線技師法施行令に基づく事務
	特例条例 6-32	臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく事務
	特例条例 6-33	薬剤師法施行令に基づく事務
	特例条例 6-34	理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく事務
	特例条例 6-35	視能訓練士法施行令に基づく事務
	特例条例 6-36	救急病院等を定める省令に基づく事務
	特例条例 6-40	愛知県ふぐ取扱い規制条例等に基づく事務
5	特例条例 6-38	愛知県プール条例等に基づく事務
6	特例条例 5-10	愛知県心身障害者扶養共済制度条例等に基づく事務
	特例条例 5-11	在宅の重度障害者の福祉の増進を図るため支給する在宅重度障害者手当に関する事項について定める規則に基づく事務
	特例条例 5-12	遺児の健全な育成及びその福祉の増進を図るため支給する遺児手当に関する事項について定める規則に基づく事務
7	特例条例 6-39	愛知県ふぐ取扱い規制条例等に基づく事務
8	特例条例 5-13	愛知県敬老祝い品贈呈規則に基づく事務
9	特例条例 7-6	計量法に基づく事務
	特例条例 11-4	土地区画整理法に基づく事務
	特例条例 11-5	土地区画整理法に基づく事務
	特例条例 11-6	駐車場法に基づく事務
	特例条例 11-11	都市計画法に基づく事務
	特例条例 11-12	都市計画法に基づく事務
	特例条例 12-8	都市再開発法に基づく事務
10	特例条例 11-1	屋外広告物法等に基づく事務
	特例条例 11-2	屋外広告物法等に基づく事務
11	特例条例 12-1, 2, 3	建築基準法等に基づく事務
12	特例条例 12-5	租税特別措置法等に基づく事務
	特例条例 12-7	都市計画法等に基づく事務
	特例条例 附則	宅地造成等規制法等に基づく事務
13	特例条例 12-10	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく事務
14	特例条例 12-11, 12	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務
15	特例条例 12-13	マンションの建替え等の円滑化に関する法律等に基づく事務
16	特例条例 10-4	特定都市河川浸水被害対策法等に基づく事務
17	特例条例 12-17	人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく事務
18	特例条例 12-18	人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく事務
19	特例条例 3-4, 5, 6, 7, 8, 10, 11	文化財保護法等に基づく事務

別表第2

事務番号	算 定 方 法
1	愛知県自然公園内許可・届出等移譲事務交付金交付要綱による。
2	1 市町村等に対する交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、知事は取扱い件数の多寡にかかわらず経費を要する事務について、別に定める額を加算することができる。 「人件費」 前々年の10月1日から前年の9月30日までの間における付表1に掲げる事務ごとの取扱い件数（事務を処理することとなる初年度においては県における取扱い件数を基とした取扱い見込件数とし、次年度においては県における取扱い件数を基とした取扱い見込件数に市町村等の取扱い件数を加えた件数）に毎年度知事が定める額を乗じて得た額 「固定費」 権限移譲対象団体ごとに1法令につき10,000円 2 人件費の額は、手数料を市町村等で直接徴収する移譲事務において、当該手数料が交付対象市町村等の歳入になる場合には、1により算定された額から手数料相当額を差し引いて得た額とする。 3 1の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合には、その額を四捨五入するものとする。
3	県民の生活環境の保全等に関する条例施行費市町村交付金交付要綱による。
4	1 市町村等に対する交付金の額は、前々年の10月1日から前年の9月30日までの間における事務ごとの取扱い件数（事務を処理することとなる初年度においては県における取扱い件数を基とした取扱い見込件数とし、次年度においては県における取扱い件数を基とした取扱い見込件数に市町村等の取扱い件数を加えた件数）に毎年度知事が定める額を乗じて得た額の合計額とする。ただし、知事は取扱い件数の多寡にかかわらず経費を要する事務について、別に定める額を加算することができる。 2 1の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合には、その額を四捨五入するものとする。
5	1 市町村等に対する交付金の額は、次のとおりとする。 交付額＝立入検査（水質検査）件数×550円／件 2 1の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合には、その額を四捨五入するものとする。
6	愛知県福祉局所管単独手当支給等事務取扱交付金交付要綱による。
7	1 市町村等に対する交付金の額は、前々年の10月1日から前年の9月30日までの間における事務ごとの取扱い件数（事務を処理することとなる初年度においては県における取扱い件数を基とした取扱い見込件数とし、次年度においては県における取扱い件数を基とした取扱い見込件数に市町村等の取扱い件数を加えた件数）に毎年度知事が定める額を乗じて得た額の合計額とする。ただし、知事は取扱い件数の多寡にかかわらず経費を要する事務について、別に定める額を加算することができる。 2 1の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合には、その額を四捨五入するものとする。

事務番号	算 定 方 法
8	市町村等に対する交付金の額は、次のとおりとする。 $\text{交付額} = \text{敬老祝い品贈呈対象者数} \times 600 \text{円} / \text{人}$ ただし、贈呈対象者が20人未満の市町村等については、一律1,200円を交付額とする。
9	1 市町村等に対する交付金の額は、前々年の10月1日から前年の9月30日までの間における 付表2 に掲げる事務ごとの取扱い件数（事務を処理することとなる初年度においては県における取扱い件数を基とした取扱い見込件数とし、次年度においては県における取扱い件数を基とした取扱い見込件数に市町村等の取扱い件数を加えた件数）に毎年度知事が定める額を乗じて得た額の合計額とする。ただし、知事は取扱い件数の多寡にかかわらず経費を要する事務について、別に定める額を加算することができる。 2 1の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合には、その額を四捨五入するものとする。
10	屋外広告物交付金要綱による。
11	市町村建築行政事務処理要綱による。
12	市町村開発行政等事務処理要綱による。
13	愛知県耐震改修促進法関係市町村事務処理要綱による。
14	建設リサイクル法関係市町村事務処理要綱による。
15	愛知県マンション建替法関係市町村事務処理要綱による。
16	特定都市河川浸水被害対策法関係市町村事務処理要綱による。
17	人にやさしい街づくり関係市町村事務処理要綱による。
18	人にやさしい街づくり関係市町村事務処理要綱による。
19	1 市町村等に対する交付金の額は、前々年の10月1日から前年の9月30日までの間における事務ごとの取扱い件数（事務を処理することとなる初年度においては県における取扱い件数を基とした取扱い見込件数とし、次年度においては県における取扱い件数を基とした取扱い見込件数に市町村等の取扱い件数を加えた件数）に毎年度知事が定める額を乗じて得た額の合計額とする。ただし、知事は、取扱い件数の多寡にかかわらず経費を要する事務について、別に定める額を加算することができる。 2 1の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合には、その額を四捨五入するものとする。

付表 1（別表第 2 関係）

1 特例条例別表第 1 に掲げる次の事務 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により市町村の区域内に新たに土地を生じた旨の届出を受理し、同条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定による届出を告示すること。
2 特例条例別表第 2 の 1 の項に掲げる次の事務（煙火の消費に係るものに限る。） (1) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下この項において「法」という。）第 25 条第 1 項の規定により許可をすること。 (2) 法第 25 条第 3 項の規定により許可を取り消すこと。 (3) 法第 46 条第 2 項の規定により災害発生の日時等の報告をさせること。
3 特例条例別表第 2 の 2 の項に掲げる次の事務 (1) 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号。以下この項において「法」という。）第 45 条第 1 項の規定により業務に関し報告をさせること。 (2) 法第 46 条第 1 項の規定により職員に事務所等に立ち入り、電気用品等を検査させ、又は関係者に質問させること。 (3) 法第 46 条の 2 第 1 項の規定により電気用品を提出すべきことを命ずること。
4 特例条例別表第 2 の 3 の項に掲げる次の事務 (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下この項において「法」という。）第 38 条の 3 の規定により液化石油ガス設備工事をした旨の届出を受理すること。 (2) 法第 38 条の 10 第 1 項の規定により特定液化石油ガス設備工事事業の届出を受理すること。 (3) 法第 38 条の 10 第 2 項の規定により特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名の変更等の届出を受理すること。 (4) 法第 82 条第 1 項の規定により業務等の状況に関し報告をさせること。 (5) 法第 83 条第 3 項の規定により職員に事務所等に立ち入り、帳簿等を検査させ、関係者に質問させ、又は液化石油ガスを収去させること。
5 特例条例別表第 3 の 1 の項に掲げる次の事務 (1) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号。以下この項において「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により一般旅券の発給の申請を受理すること。 (2) 法第 3 条第 2 項ただし書の規定により申請者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めること。 (3) 法第 3 条第 2 項第 2 号の規定により申請者の身分上の事実が明らかであると認めること。 (4) 法第 3 条第 3 項の規定により申請者が本人であること等を確認し、及びこれらを立証する書類の提示又は提出を求めること（旅券法施行規則（令和 4 年外務省令第 10 号。以下この項において「省令」という。）第 5 条第 4 項の規定により書類の提示又は提出を求めることを含む。）。 (5) 法第 3 条第 5 項の規定により現有旅券を確認すること。 (6) 法第 8 条第 1 項（法第 10 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により申請者等

の出頭を求めて一般旅券を交付すること。 (7) 法第8条第3項及び省令第11条第3項の規定により申請者の出頭を求めることなく一般旅券を交付すること。 (8) 法第17条第1項及び第2項の規定により一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理すること。 (9) 法第17条第3項の規定により届出者が本人であること等を確認し、及びこれらを立証する書類の提示又は提出を求めること(省令第18条第6項において準用する省令第5条第4項の規定により書類の提示又は提出を求めることを含む。) (10) 法第19条第5項の規定により一般旅券の返納を受理すること。 (11) 法第19条第6項の規定により返納を受けた一般旅券を還付すること。 (12) 省令第7条第1項の規定により配偶者等を通じて一般旅券の発給の申請をする旨の申出を受理すること。 (13) 省令第7条第2項後段の規定により資料の提示又は提出を求めること。 (14) 省令第7条第5項後段(省令第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定により書類の提示又は提出を求めること。 (15) 省令第11条第4項の規定により書類又は資料の提示又は提出を求めること。 (16) 省令第14条第1項ただし書の規定により旅券面への署名を求めること。 (17) 省令第14条第2項第3号の規定により署名することが困難であると認めること。 (18) 省令第14条第3項第4号の規定により発給申請者に代わり記名することが適当であると認めること。 (19) 省令第17条第2項の規定により書類の提示又は提出を求めること。 (20) 省令第18条第5項の規定により書類の提示又は提出を求めること。	
6 特例条例別表第3の2の項に掲げる次の事務 (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。)第53条第1項の規定により重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可をすること。 (2) 法第53条第3項の規定により許可の条件として必要な指示をすること。 (3) 法第53条第4項の規定により公開の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。	
7 特例条例別表第3の3の項に掲げる次の事務 (1) 文化財保護法(以下この項において「法」という。)第43条第1項の規定により文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条第3項第1号イ及びロに掲げる重要文化財の現状変更等の許可をすること。 (2) 法第43条第3項の規定により許可の条件として必要な指示をすること。 (3) 法第43条第4項の規定により現状変更等の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。	
8 特例条例別表第3の9の項に掲げる次の事務 (1) 愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号。以下この項において「条例」という。)	

第 1 2 条第 1 項の規定により次に掲げる県指定有形文化財の現状変更等の許可をすること。 イ 建造物である県指定有形文化財と一体のものとして当該県指定有形文化財に指定された土地その他の物件の現状変更等 ロ 金属、石又は土で作られた県指定有形文化財の型取り (2) 条例第 1 2 条第 3 項の規定により許可の条件として必要な指示をすること。 (3) 条例第 1 2 条第 4 項の規定により現状変更等の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。 (4) 条例第 3 3 条第 1 項の規定により次に掲げる県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可をすること。 イ 小規模建築物で、3 月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却 ロ 工作物の設置、改修若しくは除却又は道路の舗装若しくは修繕 ハ 条例第 3 1 条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却 ニ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修 ホ 木竹の伐採 ヘ 県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護又は生息状況の調査のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育 (5) 条例第 3 3 条第 3 項において準用する条例第 1 2 条第 3 項の規定により許可の条件として必要な指示をすること。 (6) 条例第 3 3 条第 3 項において準用する条例第 1 2 条第 4 項の規定により現状変更等の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。	9 特例条例別表第 4 の 3 の項に掲げる次の事務 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 1 1 年法律第 8 6 号)第 5 条第 3 項の規定により知事を経由して主務大臣に対し行われる届出を受け付けること。
1 0 特例条例別表第 4 の 4 の項に掲げる次の事務 (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 1 4 年法律第 8 8 号。以下この項において「法」という。)第 9 条第 2 項の規定により鳥獣(法第 2 条第 7 項に規定する狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギに限る。以下この号において同じ。)の捕獲等及びこれらのうちの鳥類の卵の採取等の許可(鳥獣の管理の目的に係るものに限る。)の申請を受理し、法第 9 条第 1 項の規定により当該許可をし、同条第 4 項の規定により当該許可の有効期間を定め、並びに同条第 7 項の規定により当該許可に係る許可証を交付すること。 (2) 法第 9 条第 9 項の規定により許可証又は従事者証の再交付をすること。 (3) 法第 1 0 条第 1 項の規定により法第 9 条第 5 項の規定により付された条件に違反した者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。 (4) 法第 1 0 条第 2 項の規定により許可を取り消すこと。 (5) 法第 1 9 条第 5 項の規定により登録の有効期間の更新をすること。 (6) 法第 1 9 条第 6 項(法第 2 1 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により登録票	

の再交付をすること。

(7) 法第20条第3項の規定により登録鳥獣の譲受け等の届出を受理すること。

(8) 法第22条第2項の規定により鳥獣の飼養の登録を取り消すこと。

(9) 法第75条第3項の規定により職員に必要な場所に立ち入り、鳥獣等を検査させること。

(10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。)第7条第11項の規定により許可証の交付を受けた者の住所等の変更の届出を受理すること。

(11) 省令第7条第12項の規定により従事者証に記載された者の住所等の変更の届出を受理すること。

(12) 省令第7条第13項の規定により許可証の亡失の届出を受理すること。

(13) 省令第7条第14項の規定により従事者証の亡失の届出を受理すること。

(14) 省令第20条第5項の規定により登録票の交付を受けた者の住所等の変更の届出を受理すること。

(15) 省令第20条第6項の規定により登録票の亡失の届出を受理すること。

1 1 特例条例別表第4の5の項に掲げる次の事務

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)第24条第11項において準用する法第19条第2項の規定により販売禁止鳥獣等の販売の許可の申請を受理し、法第24条第1項の規定により当該許可をし、同条第3項の規定により当該許可の有効期間を定め、及び同条第5項の規定により当該許可に係る販売許可証を交付すること。

(2) 法第24条第6項の規定により販売許可証の再交付をすること。

(3) 法第24条第9項の規定により同条第4項の規定により付された条件に違反した者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。

(4) 法第24条第10項の規定により許可を取り消すこと。

(5) 法第75条第3項の規定により職員に必要な場所に立ち入り、鳥獣等を検査させること。

(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)第24条第5項の規定により販売許可証の交付を受けた者の住所等の変更の届出を受理すること。

(7) 省令第24条第6項の規定により販売許可証の亡失の届出を受理すること。

1 2 特例条例別表第4の7の項に掲げる次の事務

(1) 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(平成15年愛知県条例第2号。以下この項において「条例」という。)第6条第2項の規定により産業廃棄物の不適正な処理が行われた旨の通報を受理すること。

(2) 条例第6条第3項の規定により再発を防止するために必要な措置を勧告すること。

(3) 条例第7条第3項の規定により確認をすべきことを勧告すること。

(4) 条例第7条第4項(条例第8条第4項において準用する場合を含む。)の規定により勧告に従わない旨等を公表すること。

(5) 条例第7条第6項の規定により産業廃棄物の不適正な処理の状況及び講じた措置の内容の届出を受理すること。

- (6) 条例第 8 条第 1 項の規定により県外産業廃棄物の搬入の届出(当該県外産業廃棄物の処分
の場所が当該市の区域内にあるものに限る。)を受理すること。
- (7) 条例第 8 条第 2 項の規定により県外産業廃棄物の搬入の変更の届出(同条第 1 項の規定によ
り受理した届出に係るものに限り、県外産業廃棄物の処分の場所が当該市の区域外となった後
の当該県外産業廃棄物の搬入の変更に係るものを除く。)を受理すること。
- (8) 条例第 8 条第 3 項の規定により県外産業廃棄物の搬入の中止その他必要な措置を勧告する
こと。
- (9) 条例第 1 2 条の規定により小規模産業廃棄物焼却施設の設置の届出を受理すること。
- (10) 条例第 1 3 条の規定により小規模産業廃棄物焼却施設の使用の届出を受理すること。
- (11) 条例第 1 4 条の規定により小規模産業廃棄物焼却施設の構造等の変更の届出を受理するこ
と。
- (12) 条例第 1 5 条の規定により小規模産業廃棄物焼却施設の構造又は維持管理の方法に関する
計画の変更等を命ずること。
- (13) 条例第 1 6 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する期間を短縮すること。
- (14) 条例第 1 7 条の規定により小規模産業廃棄物焼却施設の設置等の届出をした者の氏名の変
更等の届出を受理すること。
- (15) 条例第 1 8 条第 3 項の規定により小規模産業廃棄物焼却施設の設置等の届出をした者の地
位の承継の届出を受理すること。
- (16) 条例第 2 1 条第 1 項の規定により条例第 1 9 条又は第 2 0 条第 1 項の基準に従うべきこと
を命じ、又は小規模産業廃棄物焼却施設の使用の一時停止を命ずること。
- (17) 条例第 2 2 条第 1 項の規定により特定産業廃棄物の保管の届出を受理すること。
- (18) 条例第 2 3 条の規定により特定産業廃棄物の保管の変更等の届出を受理すること。
- (19) 条例第 2 4 条第 1 項の規定により事故の状況及び講じた措置の内容の届出を受理すること。
- (20) 条例第 2 4 条第 2 項の規定により応急の措置を講ずべきことを命ずること。
- (21) 条例第 2 5 条第 1 項の規定により氏名等を公表すること。
- (22) (1)から(21)までに掲げる事務に伴い、条例第 2 6 条第 1 項の規定により必要な報告を
求めること。
- (23) (1)から(21)までに掲げる事務に伴い、条例第 2 6 条第 2 項の規定により職員に土地等
に立ち入り、必要な帳簿書類等を検査させ、又は廃棄物等を収去させること。
- (24) (1)から(23)までに掲げる事務に伴う条例の施行のための規則に基づく事務であって、
別に規則で定めるもの。

1 3 特例条例別表第 4 の 8 の項に掲げる次の事務

- (1) 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(以下この項において「条例」という。)第 9 条第
2 項の規定により説明会の開催の届出を受理すること。
- (2) (1)に掲げる事務に伴い、条例第 2 6 条第 1 項の規定により必要な報告を求めること。
- (3) (1)に掲げる事務に伴い、条例第 2 6 条第 2 項の規定により職員に事務所等に立ち入り、必
要な帳簿書類等を検査させること。
- (4) (1)から(3)までに掲げる事務に伴う条例の施行のための規則に基づく事務であって、別に規

則で定めるもの。
1 4 特例条例別表第5の1の項に掲げる次の事務 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条の規定により児童委員に関する費用を交付すること。
1 5 特例条例別表第5の2の項に掲げる次の事務（児童福祉法（以下この項において「法」という。）第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて法第35条第4項の認可を受けていないもの（法第58条第1項の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）に係るものに限る。） (1) 法第59条第1項の規定により報告を求め、又は職員に施設等に立ち入り、調査若しくは質問をさせること。 (2) 法第59条第3項の規定により施設の設備又は運営の改善等の勧告をすること。 (3) 法第59条第4項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。 (4) 法第59条第5項又は第6項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。 (5) 法第59条第7項の規定により参考となるべき情報の提供を求めること。 (6) 法第59条第9項の規定により同条第5項の命令をした旨を公表すること。 (7) 法第59条の2第1項の規定により施設の名称等の届出を受理すること。 (8) 法第59条の2第2項の規定により施設の名称等の変更並びに事業の廃止及び休止の届出を受理すること。 (9) 法第59条の2の5第1項の規定により報告を受理すること。 (10) 法第59条の2の5第2項の規定により運営の状況その他必要と認める事項を取りまとめ、及び公表すること。
1 6 特例条例別表第5の3の項に掲げる次の事務 (1) 児童福祉法（以下この項において「法」という。）第21条の5の15第1項及び第2項の規定により法第21条の5の3第1項の指定をすること。 (2) 法第21条の5の15第6項（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長の求めに応じること。 (3) 法第21条の5の15第7項（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長の意見を受けること。 (4) 法第21条の5の15第8項（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の規定により必要と認める条件を付すること。 (5) 法第21条の5の16第1項の規定により法第21条の5の3第1項の指定の更新をすること。 (6) 法第21条の5の17第1項ただし書の規定により別段の申出を受理すること。 (7) 法第21条の5の17第5項の規定により事業の廃止又は休止の届出を受理すること。 (8) 法第21条の5の20第1項の規定により法第21条の5の3第1項の指定の変更をすること。 (9) 法第21条の5の20第3項の規定により事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出を受理すること。

- (10) 法第21条の5の20第4項の規定により事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (11) 法第21条の5の22第1項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は当該職員に係者に対し質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (12) 法第21条の5の23第1項の規定により同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。
- (13) 法第21条の5の23第2項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (14) 法第21条の5の23第3項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (15) 法第21条の5の23第4項の規定により命令をした旨を公示すること。
- (16) 法第21条の5の23第5項の規定により通知を受理すること。
- (17) 法第21条の5の24第1項の規定により法第21条の5の3第1項の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (18) 法第21条の5の24第2項の規定により通知を受理すること。
- (19) 法第21条の5の25の規定により法第21条の5の3第1項の指定をした旨等を公示すること。
- (20) 法第33条の18第1項の規定により情報公表対象支援情報の報告を受理すること。(指定障害児通所支援事業者に係るものに限る。(21) から (23) までにおいて同じ。)
- (21) 法第33条の18第2項の規定により報告の内容を公表すること。
- (22) 法第33条の18第3項の規定により報告の内容について調査を行うこと。
- (23) 法第33条の18第4項の規定により報告を行うこと等を命ずること。
- (24) 法第33条の18第6項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。

17 特例条例別表第5の4の項に掲げる次の事務

民生委員法(昭和23年法律第198号)第26条の規定により民生委員及び民生委員協議会に関する費用を交付すること(民生委員協議会に関する費用にあつては、会長に係る者に限る。)

18 特例条例別表第5の5の項に掲げる次の事務

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。)第31条第1項の規定により社会福祉法人の定款の認可をすること。
- (2) 法第42条第2項の規定により一時評議員の職務を行うべき者を選任すること。
- (3) 法第45条の6第2項の規定により一時役員の職務を行うべき者を選任すること。
- (4) 法第45条の9第5項の規定により評議員会の招集の許可をすること。
- (5) 法第45条の17第3項において準用する法第45条の6第2項の規定により理事長の職務を行うべき者を選任すること。
- (6) 法第45条の36第2項の規定により社会福祉法人の定款の変更の認可をすること。
- (7) 法第45条の36第4項の規定により社会福祉法人の定款の変更の届出を受理すること。
- (8) 法第46条第2項の規定により社会福祉法人の解散の認可又は認定をすること。
- (9) 法第46条第3項の規定により社会福祉法人の解散の届出を受理すること。
- (10) 法第46条の6第4項(法第141条において準用する場合を含む。)の規定により清算人

の氏名等の届出を受理すること。

- (11) 法第46条の6第5項（法第141条において準用する場合を含む。）の規定により清算中に就職した清算人の氏名等の届出を受理すること。
- (12) 法第47条の5の規定により社会福祉法人の清算の終了の届出を受理すること。
- (13) 法第50条第3項の規定により社会福祉法人の吸収合併の認可をすること。
- (14) 法第54条の6第2項の規定により社会福祉法人の新設合併の認可をすること。
- (15) 法第55条の2第8項（法第55条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により社会福祉法人の社会福祉充実計画の作成等に関し支援を行うこと。
- (16) 法第55条の2第9項の規定により社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認をすること。
- (17) 法第55条の2第10項（法第55条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により資料の提供等を求めること。
- (18) 法第55条の3第2項の規定により軽微な変更の届出を受理すること。
- (19) 法第55条の3第3項において準用する法第55条の2第9項の規定により社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の変更の承認をすること。
- (20) 法第55条の4の規定により社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の終了の承認をすること。
- (21) 法第56条第1項（法第144条において準用する場合を含む。）の規定により業務等の状況に関し報告をさせ、又は職員に事務所等に立ち入り、業務の状況等を検査させること。
- (22) 法第56条第4項（法第144条において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をとるべき旨を勧告すること。
- (23) 法第56条第5項（法第144条において準用する場合を含む。）の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (24) 法第56条第6項（法第144条において準用する場合を含む。）の規定により勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。
- (25) 法第56条第7項の規定により社会福祉法人の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員了解職を勧告すること。
- (26) 法第56条第8項の規定により社会福祉法人の解散を命ずること。
- (27) 法第57条の規定により社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止を命ずること。
- (28) 法第57条の2第1項（法第144条において準用する場合を含む。）の規定により適当な措置をとることが必要である旨の意見を受けること。
- (29) 法第57条の2第2項（法第144条において準用する場合を含む。）の規定により情報の提供等を求めること。
- (30) 法第59条の規定により法第45条の32第1項に規定する計算書類等及び法第45条の34第2項に規定する財産目録等の届出を受理すること。
- (31) 法第125条の規定により社会福祉連携推進法人の認定をすること。
- (32) 法第129条の規定により社会福祉連携推進認定をした旨を通知し、及び公示すること。
- (33) 法第139条第1項の規定により社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可をすること。
- (34) 法第139条第3項の規定により社会福祉連携推進法人の定款の変更の届出を受理するこ

と。

- (35) 法第 140 条の規定により社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更の認定をすること。
- (36) 法第 141 条において準用する法第 46 条第 3 項の規定により社会福祉連携推進法人の解散の届出を受理すること。
- (37) 法第 141 条において準用する法第 47 条の 5 の規定により社会福祉連携推進法人の清算の終了の届出を受理すること。
- (38) 法第 142 条の規定により代表理事の選定及び解職の認可をすること。
- (39) 法第 143 条第 1 項において準用する法第 45 条の 6 第 2 項の規定により一時役員又は代表理事の職務を行うべき者を選任すること。
- (40) 法第 143 条第 2 項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 100 条の規定により報告を受理すること。
- (41) 法第 144 条において準用する法第 56 条第 7 項の規定により社会福祉連携推進法人の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告すること。
- (42) 法第 144 条において準用する法第 59 条の規定により一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 129 条第 1 項に規定する計算書類等及び法第 138 条第 1 項において準用する法第 45 条の 34 第 2 項に規定する財産目録等の届出を受理すること。
- (43) 法第 145 条第 1 項及び第 2 項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消すこと。
- (44) 法第 145 条第 3 項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消した旨を公示すること。
- (45) 法第 145 条第 5 項において準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 29 条第 6 項の規定により名称の変更の登記を嘱託すること。
- (46) 法第 146 条第 4 項の規定により社会福祉連携推進目的取得財産残額等を通知すること。
- (47) 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下この項において「省令」という。）第 2 条第 4 項の規定により報告を受理すること。
- (48) 省令第 11 条第 1 項の規定により社会福祉法人台帳を備えること。

19 特例条例別表第 5 の 6 の項に掲げる次の事務

- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下この項において「法」という。）第 14 条の規定により老人居宅生活支援事業の開始の届出を受理すること。
- (2) 法第 14 条の 2 の規定により老人居宅生活支援事業の変更の届出を受理すること。
- (3) 法第 14 条の 3 の規定により老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (4) 法第 15 条第 2 項の規定により老人デイサービスセンター等の設置の届出を受理すること。
- (5) 法第 15 条第 3 項の規定により養護老人ホーム等の設置の届出を受理すること。
- (6) 法第 15 条第 4 項の規定により養護老人ホーム等の設置の認可をすること。
- (7) 法第 15 条の 2 第 1 項の規定により老人デイサービスセンター等の変更の届出を受理すること。

- (8) 法第15条の2第2項の規定により養護老人ホーム等の変更の届出を受理すること。
- (9) 法第16条第1項の規定により老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (10) 法第16条第2項の規定により養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の届出を受理すること。
- (11) 法第16条第3項の規定により養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可をすること。
- (12) 法第18条第1項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは事務所等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (13) 法第18条第2項の規定により必要と認める事項の報告を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは施設に立ち入り、設備等を検査させること。
- (14) 法第18条の2第1項の規定により必要な措置を採るべきことを命ずること。
- (15) 法第18条の2第2項の規定により事業の制限又は停止を命ずること。
- (16) 法第18条の2第3項の規定により愛知県社会福祉審議会の意見を聴くこと。
- (17) 法第19条第1項の規定により施設の設備若しくは運営の改善若しくは事業の停止若しくは廃止を命じ、又は認可を取り消すこと。
- (18) 法第19条第2項の規定により愛知県社会福祉審議会の意見を聞くこと。

20 特例条例別表第5の8の項に掲げる次の事務

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）第70条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定をすること。
- (2) 法第70条第6項（法第70条の2第4項及び第70条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (3) 法第70条第7項（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長の求めに応じること。
- (4) 法第70条第8項（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長の意見を受けること。
- (5) 法第70条第9項（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により必要と認める条件を付すること。
- (6) 法第70条第10項（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村長の求めに応じること。
- (7) 法第70条第11項（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により必要と認める条件を付すること。
- (8) 法第70条の2第1項の規定により法第41条第1項本文の指定の更新をすること。
- (9) 法第70条の3第1項の規定により法第41条第1項本文の指定の変更をすること。
- (10) 法第71条第1項ただし書の規定により別段の申出を受理すること。
- (11) 法第72条第1項ただし書の規定により別段の申出を受理すること。
- (12) 法第72条の2第1項ただし書きの規定により別段の申出を受理すること。
- (13) 法第75条第1項の規定により事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出を受理す

ること。

- (14) 法第 7 5 条第 2 項の規定により事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (15) 法第 7 6 条第 1 項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (16) 法第 7 6 条の 2 第 1 項の規定により措置をとるべきことを勧告すること。
- (17) 法第 7 6 条の 2 第 2 項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (18) 法第 7 6 条の 2 第 3 項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (19) 法第 7 6 条の 2 第 4 項の規定により命令をした旨を公示すること。
- (20) 法第 7 6 条の 2 第 5 項の規定により通知を受理すること。
- (21) 法第 7 7 条第 1 項の規定により法第 4 1 条第 1 項本文の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (22) 法第 7 7 条第 2 項の規定により通知を受理すること。
- (23) (1)、(14) 及び (21) に掲げる事務に伴い、法第 7 8 条の規定により指定居宅サービス事業者の名称等を公示すること。
- (24) 法第 8 6 条第 1 項の規定により法第 4 8 条第 1 項第 1 号の指定をすること。
- (25) 法第 8 6 条第 3 項（法第 8 6 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (26) 法第 8 6 条の 2 第 1 項の規定により法第 4 8 条第 1 項第 1 号の指定の更新をすること。
- (27) 法第 8 9 条の規定により開設者の住所等の変更の届出を受理すること。
- (28) 法第 9 0 条第 1 項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (29) 法第 9 1 条の規定により指定の辞退を受けること。
- (30) 法第 9 1 条の 2 第 1 項の規定により措置をとるべきことを勧告すること。
- (31) 法第 9 1 条の 2 第 2 項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (32) 法第 9 1 条の 2 第 3 項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (33) 法第 9 1 条の 2 第 4 項の規定により命令をした旨を公示すること。
- (34) 法第 9 1 条の 2 第 5 項の規定により通知を受理すること。
- (35) 法第 9 2 条第 1 項の規定により法第 4 8 条第 1 項第 1 号の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (36) 法第 9 2 条第 2 項の規定により通知を受理すること。
- (37) (24)、(29) 及び (35) に掲げる事務に伴い、法第 9 3 条の規定により開設者の名称等を公示すること。
- (38) 法第 9 4 条第 1 項の規定により開設の許可をすること。
- (39) 法第 9 4 条第 2 項の規定により入所定員等の変更の許可をすること。
- (40) 法第 9 4 条第 6 項（法第 9 4 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (41) 法第 9 4 条の 2 第 1 項の規定により開設の許可の更新をすること。

- (42) 法第 95 条各項の規定により介護老人保健施設を管理させる医師等の承認をすること。
- (43) 法第 98 条第 1 項第 4 号の規定により広告の許可をすること。
- (44) 法第 99 条第 1 項の規定により介護老人保健施設の開設者の住所等の変更又は再開の届出を受理すること。
- (45) 法第 99 条第 2 項の規定により介護老人保健施設の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (46) 法第 100 条第 1 項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (47) 法第 100 条第 3 項の規定により通知を受理すること。
- (48) 法第 101 条の規定により介護老人保健施設の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕等を命ずること。
- (49) 法第 102 条第 1 項の規定により管理者の変更を命ずること。
- (50) 法第 103 条第 1 項の規定により措置をとるべきことを勧告すること。
- (51) 法第 103 条第 2 項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (52) 法第 103 条第 3 項の規定により勧告に係る措置をとるべきこと又は業務の停止を命ずること。
- (53) 法第 103 条第 4 項の規定により命令をした旨を公示すること。
- (54) 法第 103 条第 5 項の規定により通知を受理すること。
- (55) 法第 104 条第 1 項の規定により法第 94 条第 1 項の許可を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (56) 法第 104 条第 2 項の規定により通知を受理すること。
- (57) (38)、(45) 及び (55) に掲げる事務に伴い、法第 104 条の 2 の規定により開設者の名称等を公示すること。
- (58) 法第 105 条において準用する医療法第 9 条第 2 項の規定により開設者の死亡等の届出を受理すること。
- (59) 法第 105 条において準用する医療法第 15 条第 3 項の規定によりエックス線装置を備えたとき等の届出を受理すること。
- (60) 法第 107 条第 1 項の規定により開設の許可をすること。
- (61) 法第 107 条第 2 項の規定により入所定員等の変更の許可をすること。
- (62) 法第 107 条第 6 項（法第 108 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (63) 法第 108 条第 1 項の規定により開設の許可の更新をすること。
- (64) 法第 109 条各項の規定により介護医療院を管理させる医師等の承認をすること。
- (65) 法第 112 条第 1 項第 4 号の規定により広告の許可をすること。
- (66) 法第 113 条第 1 項の規定により介護医療院の開設者の住所等の変更又は再開の届出を受理すること。

- (67) 法第 113 条第 2 項の規定により介護医療院の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (68) 法第 114 条の 2 第 1 項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に介護医療院の開設者等に対して質問させ、若しくは介護医療院等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (69) 法第 114 条の 2 第 3 項の規定により通知を受理すること。
- (70) 法第 114 条の 3 の規定により介護医療院の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕等を命ずること。
- (71) 法第 114 条の 4 第 1 項の規定により管理者の変更を命ずること。
- (72) 法第 114 条の 5 第 1 項の規定により措置をとるべきことを勧告すること。
- (73) 法第 114 条の 5 第 2 項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (74) 法第 114 条の 5 第 3 項の規定により勧告に係る措置をとるべきこと又は業務の停止を命ずること。
- (75) 法第 114 条の 5 第 4 項の規定により命令をした旨を公示すること。
- (76) 法第 114 条の 5 第 5 項の規定により通知を受理すること。
- (77) 法第 114 条の 6 第 1 項の規定により法第 107 条第 1 項の許可を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (78) 法第 114 条の 6 第 2 項の規定により通知を受理すること。
- (79) (60)、(67) 及び (77) に掲げる事務に伴い、法第 114 条の 7 の規定により開設者の名称等を公示すること。
- (80) 法第 114 条の 8 において準用する医療法第 9 条第 2 項の規定により開設者の死亡等の届出を受理すること。
- (81) 法第 114 条の 8 において準用する医療法第 15 条第 3 項の規定によりエックス線装置を備えたとき等の届出を受理すること。
- (82) 法第 115 条の 2 第 1 項の規定により法第 53 条第 1 項本文の指定をすること。
- (83) 法第 115 条の 2 第 4 項（法第 115 条の 11 において準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長の求めに応じること。
- (84) 法第 115 条の 2 第 5 項（法第 115 条の 11 において準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長の意見を受けること。
- (85) 法第 115 条の 2 第 6 項（法第 115 条の 11 において準用する法第 70 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により必要と認める条件を付すること。
- (86) 法第 115 条の 2 の 2 第 1 項ただし書の規定により別段の申出を受理すること。
- (87) 法第 115 条の 5 第 1 項の規定により事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出を受理すること。
- (88) 法第 115 条の 5 第 2 項の規定により事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (89) 法第 115 条の 7 第 1 項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (90) 法第 115 条の 8 第 1 項の規定により措置をとるべきことを勧告すること。
- (91) 法第 115 条の 8 第 2 項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。

- (92) 法第115条の8第3項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (93) 法第115条の8第4項の規定により命令をした旨を公示すること。
- (94) 法第115条の8第5項の規定により通知を受理すること。
- (95) 法第115条の9第1項の規定により法第53条第1項本文の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (96) 法第115条の9第2項の規定により通知を受理すること。
- (97) (82)、(88)及び(95)に掲げる事務に伴い、法第115条の10の規定により指定介護予防サービス事業者の名称等を公示すること。
- (98) 法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の規定により法第53条第1項本文の指定の更新をすること。
- (99) 法第115条の11において準用する法第71条第1項ただし書の規定により別段の申出を受理すること。
- (100) 法第115条の11において準用する法第72条第1項ただし書の規定により別段の申出を受理すること。
- (101) 法第115条の32第2項の規定により業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること。
- (102) 法第115条の32第3項の規定により業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出を受理すること。
- (103) 法第115条の32第4項の規定により同条第2項各号に掲げる区分の変更に係る届出を受理すること。
- (104) 法第115条の33第1項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対し質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (105) 法第115条の33第4項の規定により同条第1項の権限を行った結果を通知すること。
- (106) 法第115条の34第1項の規定により適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。
- (107) 法第115条の34第2項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (108) 法第115条の34第3項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (109) 法第115条の34第4項の規定により命令した旨を公示すること。
- (110) 法第115条の34第5項の規定により通知すること。
- (111) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の6第3号の規定により入居者である要介護者と同居させることが必要であると認めること。

2 1 特例条例別表第5の9の項に掲げる次の事務

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）第36条第1項及び第2項の規定により法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をすること。
- (2) 法第36条第6項（法第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定により関係市

町村長の求めに応じること。

- (3) 法第36条第7項（法第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定により関係市町村長の意見を受けること。
- (4) 法第36条第8項（法第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定により必要と認める条件を付すること。
- (5) 法第37条第1項の規定により法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定の変更をすること。
- (6) 法第38条第1項の規定により法第29条第1項の指定障害者支援施設の指定をすること。
- (7) 法第39条第1項の規定により法第29条第1項の指定障害者支援施設の指定の変更をすること。
- (8) 法第41条第1項の規定により法第29条第1項の指定の更新をすること。
- (9) 法第41条の2第1項ただし書の規定により別段の申出を受理すること。
- (10) 法第41条の2第5項の規定により事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (11) 法第46条第1項の規定により事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出を受理すること。
- (12) 法第46条第2項の規定により事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (13) 法第46条第3項の規定により指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出を受理すること。
- (14) 法第47条の規定により指定障害者支援施設の指定の辞退を受けること。
- (15) 法第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (16) 法第49条第1項の規定により同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。
- (17) 法第49条第2項の規定により同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。
- (18) 法第49条第3項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (19) 法第49条第4項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (20) 法第49条第5項の規定により命令をした旨を公示すること。
- (21) 法第49条第6項の規定により通知を受理すること。
- (22) 法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により法第29条第1項の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (23) 法第50条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により通知を受理すること。
- (24) 法第51条の規定により法第29条第1項の指定をした旨等を公示すること。
- (25) 法第51条の19第1項の規定により法第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者の指定をすること。
- (26) 法第51条の19第2項（法第51条の21第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第6項の規定により関係市町村長の求めに応じること。
- (27) 法第51条の19第2項（法第51条の21第2項において準用する場合を含む。）において

て準用する法第36条第7項の規定により関係市町村長の意見を受けること。

(28) 法第51条の19第2項（法第51条の21第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第8項の規定により必要と認める条件を付すること。

(29) 法第51条の21第1項の規定により法第51条の14第1項の指定の更新をすること。

(30) 法第51条の25第1項の規定により事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出を受理すること。

(31) 法第51条の25第2項の規定により事業の廃止又は休止の届出を受理すること。

(32) 法第51条の27第1項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備等を検査させること。

(33) 法第51条の28第1項の規定により同項各号に定める措置を取るべきことを勧告すること。

(34) 法第51条の28第3項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。

(35) 法第51条の28第4項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(36) 法第51条の28第5項の規定により命令した旨を公示すること。

(37) 法第51条の28第6項の規定により通知を受理すること。

(38) 法第51条の29第1項の規定により法第51条の14第1項の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。

(39) 法第51条の29第3項の規定により通知を受理すること。

(40) 法第51条の30第1項の規定により法第51条の14第1項の指定をした旨等を公示すること。

(41) 法第76条の3第1項の規定により情報公表対象サービス等情報の報告を受理すること。

(42) 法第76条の3第2項の規定により報告の内容を公表すること。

(43) 法第76条の3第3項の規定により報告の内容について調査を行うこと。

(44) 法第76条の3第4項の規定により報告を行うこと等を命ずること。

(45) 法第76条の3第6項の規定により指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。

2 2 特例条例別表第6の2の項に掲げる次の事務

(1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）第10条第1項の規定により墓地又は納骨堂の経営の許可をすること。

(2) 法第10条第2項の規定により墓地の区域若しくは納骨堂の施設の変更又は墓地若しくは納骨堂の廃止の許可をすること。

(3) 法第18条第1項の規定により墓地又は納骨堂の管理者から必要な報告を求めること。

(4) 法第19条の規定により墓地若しくは納骨堂の施設の整備改善等を命じ、又は(1)若しくは(2)の許可を取り消すこと。

(5) 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和24年愛知県規則第99号。以下この項において「規則」という。）第5条の規定により工程を指定し、並びに納骨堂の工事が完了した旨等の届出を受理し、及び検査すること。

(6) 規則第6条の規定により墓地の新設等の許可があったものとみなされる旨の届出を受理すること。

23 特例条例別表第6の3の項に掲げる次の事務

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（以下この項において「法」という。）第10条第1項の規定により火葬場の経営の許可をすること。
- (2) 法第10条第2項の規定により火葬場の施設の変更又は火葬場の廃止の許可をすること。
- (3) 法第18条第1項の規定により職員に火葬場に立ち入り、施設等を検査させ、又は火葬場の管理者から必要な報告を求めること。
- (4) 法第19条の規定により火葬場の施設の整備改善等を命じ、又は(1)若しくは(2)の許可を取り消すこと。
- (5) 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（以下この項において「規則」という。）第5条の規定により工程を指定し、並びに火葬場の工事が完了した旨等の届出を受理し、及び検査すること。
- (6) 規則第6条の規定により火葬場の新設等の許可があったものとみなされる旨の届出を受理すること。

24 特例条例別表第6の6の項に掲げる次の事務

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の3第1項又は第2項の規定により報告を受理すること。

25 特例条例別表第6の7の項に掲げる次の事務

- (1) 医療法（以下この項において「法」という。）第7条第1項の規定により病院の開設の許可をすること。
- (2) 法第7条第2項の規定により病院の病床数等の変更の許可をすること。
- (3) 法第7条第3項の規定により診療所の病床の設置の許可をし、又は診療所の病床数等の変更の許可をすること。
- (4) 法第7条の2第5項の規定により法第7条第1項から第3項までの許可を与えない処分をすることについて愛知県医療審議会の意見を聴くこと。
- (5) 法第8条の2第2項の規定により病院の休止又は再開の届出を受理すること。
- (6) 法第9条第1項の規定により病院の廃止の届出を受理すること。
- (7) 法第9条第2項の規定により病院の開設者の死亡等の届出を受理すること。
- (8) 法第12条第1項ただし書の規定により他の者による病院の管理の許可をすること。
- (9) 法第12条第2項の規定により他の病院等の管理者による病院の管理の許可をすること。
- (10) 法第15条第3項の規定により病院のエックス線装置を備えたとき等の届出を受理すること。
- (11) 法第18条ただし書の規定により病院の専属薬剤師の設置免除の許可をすること（医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）第1条の5の規定により読み替えて適用する法第18条の規定により病院の専属薬剤師を置かない旨の通知を受理することを含む。）。
- (12) 法第27条の規定により病院の使用前の検査を行い、及び許可証の交付をすること。
- (13) 政令第3条の3の規定により診療所の病床数等の届出を受理すること。

- (14) 政令第4条第1項の規定により病院の開設者の住所等の変更の届出を受理すること。
- (15) 政令第4条第2項の規定により診療所の病床数等の変更の届出を受理すること。
- (16) 政令第4条の2第1項の規定により病院の開設後の届出を受理すること。
- (17) 政令第4条の2第2項の規定により病院の管理者の住所等の変更の届出を受理すること。
- (18) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15の2の規定により病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていると認めること。

26 特例条例別表第6の8の項に掲げる次の事務

- (1) 医療法（以下この項において「法」という。）第23条の2の規定により病院又は療養病床を有する診療所の人員の増員を命じ、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること（医療法施行令（以下この項において「政令」という。）第1条の5の規定により読み替えて適用する法第23条の2の規定により病院又は療養病床を有する診療所の人員の増員又は業務の全部若しくは一部の停止を申し出ることを含む。）。
- (2) 法第24条第1項の規定により病院の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕等を命ずること（政令第1条の5の規定により読み替えて適用する同項の規定により病院の全部若しくは一部の使用の制限若しくは停止又は修繕等を申し出ることを含む。）。
- (3) 法第24条の2第1項の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること（政令第1条の5の規定により読み替えて適用する同項の規定により必要な措置をとるべきことを申し出ることを含む。）。
- (4) 法第24条の2第2項の規定により病院の業務の全部又は一部の停止を命ずること（政令第1条の5の規定により読み替えて適用する同項の規定により病院の業務の全部又は一部を停止すべきことを申し出ることを含む。）。
- (5) 法第28条の規定により病院の管理者の変更を命ずること（政令第1条の5の規定により読み替えて適用する法第28条の規定により病院の管理者の変更を申し出ることを含む。）。
- (6) 法第29条第1項の規定により病院の開設の許可を取り消し、又は閉鎖を命ずること。
- (7) 法第29条第2項の規定により許可を取り消すこと。

27 特例条例別表第6の14の項に掲げる次の事務

覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）の規定により知事に提出される届出書等（同法第30条の7第6号及び第7号に規定する者に係るものに限る。）を受け付けること。

28 特例条例別表第6の18の項に掲げる次の事務

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）第8条の2第1項又は第2項の規定により報告を受理すること。
- (2) 法第8条の2第4項の規定により必要な情報の提供を求めること。
- (3) 法第68条の23の規定により必要な指導及び助言を行うこと（生物由来製品承認取得者等及び法第68条の22第6項の委託を受けた者に対するものを除く。）
- (4) (9)に掲げる事務に伴い、法第69条第1項の規定により必要な報告をさせ、又は職員に事務所等に立ち入り、構造設備等を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- (5) (9)に掲げる事務に伴い、法第69条第2項の規定により必要な報告をさせ、又は職員に事

務所等に立ち入り、構造設備等を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

(6) (1)及び(8)に掲げる事務に伴い、法第69条第3項の規定により必要な報告をさせ、又は職員に薬局に立ち入り、構造設備等を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

(7) 法第70条第1項の規定により医薬品の廃棄等を命ずること。

(8) 法第72条の3の規定により報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。

(9) 法第73条の規定により医療機器の販売業又は貸与業の管理者の変更を命ずること

29 特例条例別表第6の22の項に掲げる次の事務

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。）第25条第1項の規定により必要な指導若しくは助言をし、第2項の規定により必要な措置をとるべきことを勧告し、若しくは第3項の規定により必要な措置をとるべきことを命じ、又は同条第4項の規定により必要な措置をとるべきことを命じ、若しくは勧告すること。

(2) 法第25条第5項の規定により必要な報告を求め、又は職員に動物の飼養若しくは保管に係のある場所に立ち入り、飼養施設等を検査させること。

(3) 法第26条第2項の規定により特定動物の飼養又は保管の許可の申請を受理し、及び同条第1項の規定により当該許可をすること。

(4) 法第28条第1項の規定により特定動物の種類等の変更の許可をすること。

(5) 法第28条第3項の規定により軽微な変更等の届出を受理すること。

(6) 法第29条の規定により許可を取り消すこと。

(7) 法第32条の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。

(8) 法第33条第1項の規定により必要な報告を求め、又は職員に特定飼養施設を設置する場所等に立ち入り、特定飼養施設等を検査させること。

(9) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）第13条第11号の規定により通知を受理すること。

(10) 省令第15条第5項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により許可証を交付すること。

(11) 省令第15条第6項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の再交付をすること。

(12) 省令第15条第8項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の亡失の届出を受理すること。

(13) 省令第15条第9項（省令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の返納を受理すること。

(14) 省令第16条第1項の規定により特定動物の飼養又は保管をやめた旨の届出を受理すること。

(15) 省令第18条第1項の規定により変更の許可の申請を受理すること。

(16) 省令第20条第3号の規定により措置内容の届出を受理すること。

(17) 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）に基づく事務（逸走等をした場合にあっても所有者の確認が容易である特定動物を定める事務を除く。）

(18) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年愛知県条例第3号。以下この項において「条

例」という。)第7条の規定により特定動物が逃走した旨の通報を受理すること。

(19) 条例第8条の規定により特定動物が人の生命又は身体に害を加えた旨の届出を受理すること。

(20) 条例第16条第1項の規定により必要な報告を求め、又は職員に飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設等を検査させ、若しくは関係人に質問させること。

30 特例条例別表第6の23の項に掲げる次の事務

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律(以下この項において「法」という。)第10条第2項(法第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定により第一種動物取扱業の登録の申請を受理すること。

(2) 法第11条第1項(法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定により第一種動物取扱業者登録簿に当該登録をし、及び法第11条第2項(法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定により当該登録をした旨を通知すること。

(3) 法第12条第1項(法第13条第2項及び第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定により第一種動物取扱業の登録を拒否し、及び法第12条第2項(法第13条第2項、第14条第4項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該登録を拒否した旨等を通知すること。

(4) 法第14条第1項の規定により第一種動物取扱業の種別の変更等の届出を受理すること。

(5) 法第14条第2項の規定により軽微な変更等の届出を受理すること。

(6) 法第14条第3項の規定により犬猫等販売業を営むことをやめた旨の届出を受理すること。

(7) 法第15条の規定により第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供すること。

(8) 法第16条第1項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定により第一種動物取扱業者の死亡等の届出を受理すること。

(9) 法第17条の規定により第一種動物取扱業者の登録を抹消すること。

(10) 法第19条第1項の規定により第一種動物取扱業者の登録を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。

(11) 法第21条の5第2項の規定により動物の種類ごとの数等の届出を受理すること。

(12) 法第22条の6の規定により検案を受け、検案書等を提出すべきことを命ずること。

(13) 法第23条第1項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定により動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。

(14) 法第23条第2項の規定により必要な措置をとるべきことを勧告すること。

(15) 法第23条第3項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。

(16) 法第23条第4項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(17) (1)から(16)まで及び(21)から(23)までに掲げる事務に伴い、法第24条第1項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定により必要な報告を求め、又は職員に第一種動物取扱業者の事業所等に立ち入り、飼養施設等を検査させること。

- (18) 法第 24 条の 2 第 1 項の規定により必要な勧告をすること。
- (19) 法第 24 条の 2 第 2 項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (20) (18) 及び(19)に掲げる事務に伴い、法第 24 条の 2 第 3 項の規定により必要な報告を求め、又は職員に飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設等を検査させること。
- (21) 法第 24 条の 2 の 2 の規定により第二種動物取扱業の届出を受理すること。
- (22) 法第 24 条の 3 第 1 項の規定により第二種動物取扱業の種別等の変更の届出を受理すること。
- (23) 法第 24 条の 3 第 2 項の規定により氏名等の変更又は飼養施設の使用の廃止の届出を受理すること。
- (24) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）第 2 条第 3 項の規定により必要と認める書類の提出を求めること。
- (25) 省令第 2 条第 5 項（省令第 4 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により登録証を交付すること。
- (26) 省令第 2 条第 6 項の規定により登録証の再交付をすること。
- (27) 省令第 2 条第 8 項の規定により登録証の亡失の届出を受理すること。
- (28) 省令第 2 条第 9 項の規定により登録証の返納を受理すること。
- (29) 省令第 4 条第 3 項の規定により更新期間前の登録の更新をすること。
- (30) 省令第 5 条第 6 項の規定により必要と認める書類の提出を求めること。
- (31) 省令第 10 条の 6 第 3 項の規定により必要と認める書類の提出を求めること。

3 1 特例条例別表第 6 の 2 5 の項に掲げる次の事務

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この項において「法」という。）第 54 条第 1 項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下この項において「政令」という。）第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に係る法第 53 条第 1 項の申請に係る事実について審査すること（法第 54 条第 1 項の政令で定める基準及び政令第 35 条に規定する負担上限月額の算定に係るものに限る。）。
- (2) 法第 56 条第 2 項の規定により政令第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に係る法第 56 条第 1 項の申請に係る事実について審査すること（法第 54 条第 1 項の政令で定める基準及び政令第 35 条に規定する負担上限月額の算定に係るものに限る。）。

3 2 特例条例別表第 6 の 2 6 の項に掲げる次の事務（負担上限月額の算定に係るものに限る。）

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下この項において「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により法第 6 条第 1 項の申請に係る事実について審査すること。
- (2) 法第 10 条第 2 項の規定により同条第 1 項の申請に係る事実について審査すること。

3 3 特例条例別表第 6 の 2 7 の項に掲げる次の事務

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下この項において「法」という。）、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 121 号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務

のうち、法、省令及び法の施行のための規則の規定により知事に提出される申請書等（法第5条第1項に規定する指定医療機関及び法第6条第1項に規定する指定医に係るものを除く。）を受け付け、及び医療受給者証等を交付する事務
3 4 特例条例別表第6の28の項に掲げる次の事務 死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号）の規定により知事を経由して厚生労働大臣に提出される申請書等及び知事に提出される届出書を受け付けること。
3 5 特例条例別表第7の1の項に掲げる次の事務 (1) 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）第7条第2項の規定により特定商工業者の該当基準の引上げの許可をすること。 (2) 法第10条第2項の規定により商工業者法定台帳の作成期間の延長をし、及び同条第3項の規定により通知をすること。 (3) 法第12条第1項の規定により特定商工業者に対する負担金の賦課の許可をすること。 (4) 法第46条第5項の規定により定款の変更の届出を受理すること。 (5) 法第57条の規定により収支決算等の報告を受理すること。 (6) 法第58条第1項の規定により報告を徴し、又は職員に業務の状況等を検査させること。 (7) 法第59条第1項の規定により警告を発し、又は業務の一部の停止の処分をすること。 (8) 法第59条第4項の規定により日本商工会議所の意見を聴くこと。 (9) 商工会議所法施行令（昭和28年政令第315号）第7条第2項の規定により経済産業大臣に報告すること。
3 6 特例条例別表第7の2の項に掲げる次の事務 (1) 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）第23条第1項及び第24条の規定により設立の認可又は不認可の処分をし、及び通知すること。 (2) 法第42条第5項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）の規定により総会等の招集の承認をすること。 (3) 法第44条第2項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）及び法第44条第4項（法第48条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第24条の規定により定款の変更の認可又は不認可の処分をし、及び通知すること。 (4) 法第49条の規定により事業報告書等の提出を受理すること。 (5) 法第50条第1項の規定により業務に関し報告をさせ、又は職員に事務所に立ち入り、帳簿等を検査させること。 (6) 法第51条第1項の規定により警告を発し、又は業務の一部の停止の処分若しくは設立の認可の取消しをすること。 (7) 法第51条第2項の規定により警告を発し、又は設立の認可の取消しをすること。 (8) 法第51条第3項の規定により地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告をすること。 (9) 法第51条第4項の規定により設立の認可の取消しをすること。 (10) 法第52条第2項の規定により解散の届出を受理すること。 (11) 法第52条の2第2項及び同条第5項において準用する法第24条の規定により合併の認可又は不認可の処分をし、及び通知すること。

(12) 法第 5 3 条の規定により清算人を選任すること。

(13) 法第 5 4 条第 1 項及び第 2 項並びに同条第 4 項において準用する法第 2 4 条の規定により財産処分の方法の認可又は不認可の処分をし、及び通知すること。

(14) 法第 5 4 条の 3 の規定により清算の終了の届出を受理すること。

3 7 特例条例別表第 7 の 3 の項に掲げる次の事務

(1) 家庭用品品質表示法（昭和 3 7 年法律第 1 0 4 号）第 1 9 条第 2 項の規定により職員に販売業者（卸売業者を除く。）の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、家庭用品等を検査させること。

(2) 家庭用品品質表示法施行令（昭和 3 7 年政令第 3 9 0 号。以下この項において「政令」という。）第 4 条第 5 項の規定により消費者庁長官に協議すること。

(3) 政令第 4 条第 6 項の規定により消費者庁長官に報告すること。

3 8 特例条例別表第 7 の 4 の項に掲げる次の事務

(1) 消費生活用製品安全法（昭和 4 8 年法律第 3 1 号。以下この項において「法」という。）第 4 0 条第 1 項の規定により消費生活用製品（法第 2 条第 2 項に規定する特定製品に限る。）の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の業務の状況に関し報告をさせること。

(2) 法第 4 1 条第 1 項の規定により職員に消費生活用製品（法第 2 条第 2 項に規定する特定製品に限る。）の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所等に立ち入り、消費生活用製品（法第 2 条第 2 項に規定する特定製品及び同条第 4 項に規定する特定保守製品に限る。）等を検査させること。

(3) 法第 4 2 条第 1 項の規定により消費生活用製品（法第 2 条第 2 項に規定する特定製品及び同条第 4 項に規定する特定保守製品に限る。）を提出すべきことを命ずること。

(4) 消費生活用製品安全法施行令（昭和 4 9 年政令第 4 8 号）第 1 4 条第 2 項の規定により経済産業大臣に報告すること。

3 9 特例条例別表第 7 の 5 の項に掲げる次の事務

(1) 中小小売商業振興法（昭和 4 8 年法律第 1 0 1 号。以下この項において「法」という。）第 4 条第 1 項の規定により商店街整備計画の認定をすること。

(2) 法第 4 条第 2 項の規定により店舗集団化計画の認定をすること。

(3) 法第 4 条第 3 項の規定により共同店舗等整備計画の認定をすること。

(4) 法第 4 条第 6 項の規定により商店街整備等支援計画の認定をすること。

(5) 法第 4 条第 8 項の規定により所管する大臣に協議すること。

(6) 法第 1 3 条第 1 項の規定により高度化事業の実施状況について報告を求めること。

(7) 中小小売商業振興法施行令（昭和 4 8 年政令第 2 8 6 号。以下この項において「政令」という。）第 9 条第 1 項の規定により高度化事業計画の変更の認定をすること（法第 4 条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項の規定により認定を受けた高度化事業計画に係るものに限る。（(8) において同じ。））。

(8) 政令第 9 条第 2 項の規定により高度化事業計画の認定を取り消すこと。

4 0 特例条例別表第 8 の 1 の項に掲げる次の事務

(1) 農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号。以下この項において「法」という。）第 1 8 条第 1 項

の規定により農地又は採草放牧地の賃貸借の解除等の許可をすること。

(2) 法第18条第3項の規定により都道府県機構の意見を聴くこと。

(3) 法第18条第4項の規定により許可に条件を付けること。

(4) 法第49条第1項の規定により職員に他人の土地等に立ち入って調査させ、測量させ、又は竹木等を除去させ、若しくは移転させること。

(5) 法第49条第3項の規定により通知し、又は公示すること（(4)に掲げる事務に係るものに限る。）。

(6) 法第50条の規定により農業委員会等から報告を求めること。

4 1 特例条例別表第8の2の項に掲げる次の事務

(1) 農地法（以下この項において「法」という。）第4条第2項の規定により農地の転用の許可の申請を受理し、同条第3項の規定により農地の転用についての意見を受け、及び同条第1項の規定により農地の転用の許可をすること。

(2) 法第4条第7項の規定により許可に条件を付けること。

(3) 法第4条第8項の規定により国等が行う農地の転用について当該国等と協議をすること。

(4) 法第4条第9項（法第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定により農業委員会の意見を聴くこと。

(5) 法第5条第3項において準用する法第4条第2項の規定により農地又は採草放牧地の転用のための所有権の移転等の許可の申請を受理し、法第5条第3項において準用する法第4条第3項の規定により農地又は採草放牧地の転用のための所有権の移転等についての意見を受け、及び法第5条第1項の規定により農地又は採草放牧地の転用のための所有権の移転等の許可をすること。

(6) 法第5条第3項において準用する法第4条第7項の規定により許可に条件を付けること。

(7) 法第5条第4項の規定により国等が行う農地又は採草放牧地の転用のための所有権等の取得について当該国等と協議をすること。

(8) 法第49条第1項の規定により職員に他人の土地等に立ち入って調査させ、測量させ、又は竹木等を除去させ、若しくは移転させること。

(9) 法第49条第3項の規定により通知し、又は公示すること（(8)に掲げる事務に係るものに限る。）。

(10) 法第50条の規定により農業委員会等から報告を求めること。

(11) 法第51条第1項の規定により許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事等の停止を命じ、若しくは原状回復等の措置を講ずべきことを命ずること。

(12) 法第51条第3項の規定により同条第1項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が当該命令に従わなかった旨等を公表すること。

(13) 法第51条第4項の規定により自ら原状回復等の措置を講じ、及び当該措置を講ずべき旨等を公告すること。

(14) 法第51条第5項の規定により原状回復等の措置に要した費用について違反転用者等に負担させること。

(15) 法第52条の4の規定により法第51条第1項の規定による命令その他必要な措置を講ず

べき旨の要請を受けること。
4 2 特例条例別表第 8 の 3 の項に掲げる次の事務 (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号。以下この項において「法」という。）第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により農用地区域内における開発行為の許可をすること。 (2) 法第 1 5 条の 2 第 5 項の規定により許可に条件を付すること。 (3) 法第 1 5 条の 2 第 6 項及び第 7 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県機構の意見を聴くこと。 (4) 法第 1 5 条の 2 第 8 項の規定により国又は地方公共団体が行う農用地区域内における開発行為について当該国又は地方公共団体と協議をすること。 (5) 法第 1 5 条の 3 の規定により開発行為の中止等を命ずること。 (6) 法第 1 6 条第 1 項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告すること。 (7) 法第 1 6 条第 2 項の規定により勧告に従わない旨等を公表すること。
4 3 特例条例別表第 8 の 4 の項に掲げる次の事務 (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号。以下この項において「法」という。）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積等促進計画（同条第 2 項第 1 号ロ又は第 2 号ロに規定する土地が同条第 5 項第 6 号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）の認可をすること。 (2) 法第 1 8 条第 7 項の規定により同条第 1 項の認可をした旨を農業委員会に通知し、及び公告すること（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）。
4 4 特例条例別表第 9 の項に掲げる次の事務 (1) 土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号。以下この項において「法」という。）第 1 8 条第 1 7 項（法第 8 4 条において準用する場合を含む。）の規定により役員の氏名及び住所並びにこれらの変更の届出を受理すること。 (2) 法第 1 8 条第 1 8 項（法第 8 4 条において準用する場合を含む。）の規定により法第 1 8 条第 1 7 項（法第 8 4 条において準用する場合を含む。）の規定による届出を公告すること。
4 5 特例条例別表第 1 1 の 3 の項に掲げる次の事務 (1) 屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号。以下この項において「法」という。）第 7 条第 2 項の規定により(6)の措置を自ら行い、又はその命じた者等に行わせること。 (2) 法第 7 条第 3 項の規定により(6)の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収すること。 (3) 法第 8 条第 1 項の規定により広告物又は掲出物件を保管し、及び同条第 2 項の規定により公示すること（(1)に掲げる事務に係るものに限る。(4)及び(5)において同じ。）。 (4) 法第 8 条第 3 項の規定により広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管すること。 (5) 法第 8 条第 4 項の規定により広告物又は掲出物件を廃棄すること。 (6) 愛知県屋外広告物条例（昭和 3 9 年愛知県条例第 5 6 号。以下この項において「条例」という。）第 1 5 条第 1 項の規定により違反に係る表示若しくは設置の停止又は除却等の措置を命ずること。

- (7) 条例第 15 条第 2 項ただし書の規定により除却すべき旨等を公告すること。
- (8) (6)に掲げる事務に伴い、条例第 17 条第 1 項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

46 特例条例別表第 11 の 7 の項に掲げる次の事務

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 91 号。以下この項において「法」という。）第 12 条第 1 項の規定により宅地造成等に関する工事の許可をすること。
- (2) 法第 12 条第 3 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により宅地造成等に関する工事等の許可に条件を付すること。
- (3) 法第 12 条第 4 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により工事主の氏名等を公表すること。
- (4) 法第 14 条第 2 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により許可証を交付し、又は不許可の処分をした旨を通知すること。
- (5) 法第 15 条第 1 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事等についてこれらの者と協議をすること。
- (6) 法第 16 条第 1 項の規定により宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可をすること。
- (7) 法第 16 条第 2 項の規定により軽微な変更の届出を受理すること。
- (8) 法第 17 条第 1 項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了に係る検査をすること。
- (9) 法第 17 条第 2 項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了に係る検査済証を交付すること。
- (10) 法第 17 条第 4 項の規定により土石の堆積に関する工事の完了に係る確認をすること。
- (11) 法第 17 条第 5 項の規定により土石の堆積に関する工事の完了に係る確認済証を交付すること。
- (12) 法第 18 条第 1 項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の特定工程に係る工事の検査をすること。
- (13) 法第 18 条第 2 項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の特定工程に係る中間検査合格証を交付すること。
- (14) 法第 19 条第 1 項の規定により宅地造成等に関する工事の実施の状況等の報告を受理すること。
- (15) 法第 20 条第 1 項の規定により宅地造成等に関する工事等の許可を取り消すこと。
- (16) 法第 20 条第 2 項の規定により宅地造成等に関する工事の施行の停止を命じ、又は災害防止措置をとることを命ずること。
- (17) 法第 20 条第 3 項の規定により土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は災害防止措置をとることを命ずること。
- (18) 法第 20 条第 4 項の規定により宅地造成等に関する工事に係る作業の停止を命ずること。
- (19) 法第 20 条第 5 項（法第 23 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により自ら災

- 害防止措置等の全部又は一部を講じ、及び災害防止措置等を講ずべき旨等を公告すること。
- (20) 法第 20 条第 6 項（法第 23 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により災害防止措置等に要した費用について工事主等、土地所有者等又は土地所有者等以外の者に負担させること。
- (21) 法第 21 条第 1 項の規定により宅地造成等に関する工事の届出を受理すること。
- (22) 法第 21 条第 2 項の規定により工事主の氏名等を公表すること。
- (23) 法第 21 条第 3 項の規定により擁壁等に関する工事等の届出を受理すること。
- (24) 法第 21 条第 4 項の規定により公共施設用地を宅地又は農地等に転用した旨の届出を受理すること。
- (25) 法第 22 条第 2 項の規定により擁壁等の設置又は改造等を勧告すること。
- (26) 法第 23 条第 1 項の規定により擁壁等の設置又は改造等を命ずること。
- (27) 法第 23 条第 2 項の規定により同条第 1 項の工事の全部又は一部を行うことを命ずること。
- (28) 法第 24 条第 1 項の規定により職員に土地に立ち入り、土地等の状況を検査させること。
- (29) 法第 25 条の規定により土地等の状況について報告を求めること。
- (30) 法第 27 条第 1 項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の届出を受理すること。
- (31) 法第 27 条第 2 項（法第 28 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により工事主の氏名等を公表すること。
- (32) 法第 27 条第 3 項（法第 28 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により工事の計画の変更等を勧告すること。
- (33) 法第 27 条第 4 項（法第 28 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (34) 法第 28 条第 1 項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の届出を受理すること。
- (35) 法第 30 条第 1 項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可をすること。
- (36) 法第 30 条第 3 項（法第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の許可に条件を付すること。
- (37) 法第 30 条第 4 項（法第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により工事主の氏名等を公表すること。
- (38) 法第 33 条第 2 項（法第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により許可証を交付し、又は不許可の処分をした旨を通知すること。
- (39) 法第 34 条第 1 項（法第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等についてこれらの者と協議をすること。
- (40) 法第 35 条第 1 項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可をすること。
- (41) 法第 35 条第 2 項の規定により軽微な変更の届出を受理すること。
- (42) 法第 36 条第 1 項の規定により特定盛土等に関する工事の完了に係る検査をすること。

- (43) 法第 3 6 条第 2 項の規定により特定盛土等に関する工事の完了に係る検査済証を交付すること。
- (44) 法第 3 6 条第 4 項の規定により土石の堆積に関する工事の完了に係る確認をすること。
- (45) 法第 3 6 条第 5 項の規定により土石の堆積に関する工事の完了に係る確認済証を交付すること。
- (46) 法第 3 7 条第 1 項の規定により特定盛土等に関する工事の特定工程に係る工事の検査をすること。
- (47) 法第 3 7 条第 2 項の規定により特定盛土等に関する工事の特定工程に係る中間検査合格証を交付すること。
- (48) 法第 3 8 条第 1 項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況等の報告を受理すること。
- (49) 法第 3 9 条第 1 項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の許可を取り消すこと。
- (50) 法第 3 9 条第 2 項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行の停止を命じ、又は災害防止措置をとることを命ずること。
- (51) 法第 3 9 条第 3 項の規定により土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は災害防止措置をとることを命ずること。
- (52) 法第 3 9 条第 4 項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る作業の停止を命ずること。
- (53) 法第 3 9 条第 5 項（法第 4 2 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により自ら災害防止措置等の全部又は一部を講じ、及び災害防止措置等を講ずべき旨等を公告すること。
- (54) 法第 3 9 条第 6 項（法第 4 2 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により災害防止措置等に要した費用について工事主等、土地所有者等又は土地所有者等以外の者に負担させること。
- (55) 法第 4 0 条第 1 項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出を受理すること。
- (56) 法第 4 0 条第 2 項の規定により工事主の氏名等を公表すること。
- (57) 法第 4 0 条第 3 項の規定により擁壁等に関する工事等の届出を受理すること。
- (58) 法第 4 0 条第 4 項の規定により公共施設用地を宅地又は農地等に転用した旨の届出を受理すること。
- (59) 法第 4 1 条第 2 項の規定により擁壁等の設置又は改造等を勧告すること。
- (60) 法第 4 2 条第 1 項の規定により擁壁等の設置又は改造等を命ずること。
- (61) 法第 4 2 条第 2 項の規定により同条第 1 項の工事の全部又は一部を行うことを命ずること。
- (62) 法第 4 3 条第 1 項の規定により職員に土地に立ち入り、土地等の状況を検査させること。
- (63) 法第 4 4 条の規定により土地等の状況について報告を求めること。
- (64) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 3 7 年建設省令第 3 号。以下この項において「省令」という。）第 8 8 条の規定により同条に規定する計画が法第 1 2 条第 1 項、第 1 6 条第 1 項、第 3 0 条第 1 項又は第 3 5 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面を交付す

ること。 (65) (1)から(64)までに掲げる事務に伴う法の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの
4 7 特例条例別表第 1 1 の 8 の項に掲げる次の事務 (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）第 1 8 条第 1 項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事（法第 1 5 条第 2 項の規定により法第 1 2 条第 1 項の許可を受けたものとみなされたものに限る。（2）及び（3）において同じ。）の特定工程に係る工事の検査をすること。 (2) 法第 1 8 条第 2 項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の特定工程に係る中間検査合格証を交付すること。 (3) 法第 1 9 条第 1 項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施の状況等の報告を受理すること。 (4) 法第 3 7 条第 1 項の規定により特定盛土等に関する工事（法第 3 4 条第 2 項の規定により法第 3 0 条第 1 項の許可を受けたものとみなされたものに限る。（5）及び（6）において同じ。）の特定工程に係る工事の検査をすること。 (5) 法第 3 7 条第 2 項の規定により特定盛土等に関する工事の特定工程に係る中間検査合格証を交付すること。 (6) 法第 3 8 条第 1 項の規定により特定盛土等に関する工事の実施の状況等の報告を受理すること。
4 8 特例条例別表第 1 1 の 9 の項に掲げる次の事務 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、法及び法の施行のための規則の規定により知事に提出される申請書等を受け付け、及び許可証等を交付すること。
4 9 特例条例別表第 1 1 の 1 0 の項に掲げる次の事務 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 4 1 年法律第 1 1 0 号）第 3 8 条第 1 項の規定により権利の設定等の承認をすること。
5 0 特例条例別表第 1 1 の 1 3 の項に掲げる次の事務 (1) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下この項において「法」という。）第 5 3 条第 1 項の規定により建築物の建築の許可をすること。 (2) 法第 5 3 条第 2 項において準用する法第 5 2 条の 2 第 2 項の規定により国が行う行為について当該国の機関と協議をすること。 (3) (1)に掲げる事務に伴い、法第 7 9 条の規定により許可に条件を付すること。 (4) (1)に掲げる事務に伴い、法第 8 0 条第 1 項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすること。 (5) (1)に掲げる事務に伴い、法第 8 1 条第 1 項の規定により許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事等の停止を命じ、若しくは工作物等の改築等を命ずること。 (6) (1)に掲げる事務に伴い、法第 8 1 条第 2 項の規定により必要な措置を自ら行い、又はその

命じた者等に行わせ、及び当該措置を行うべき旨等を公告すること。

- (7) (1)に掲げる事務に伴い、法第81条第3項の規定により同条第1項の命令をした旨を公示すること。
- (8) (1)に掲げる事務に伴い、法第82条第1項の規定により土地に立ち入り、土地等の状況を検査し、又はその命じた者等に当該立入検査をさせること。
- (9) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。）第60条第1項の規定により同項に規定する計画が法第53条第1項の規定に適合していることを証する書面を交付すること。
- (10) 省令第60条第2項の規定により同項に規定する計画が法第53条第1項の規定に適合していることを証する書面を交付すること。

5 1 特例条例別表第11の14の項に掲げる次の事務

- (1) 都市計画法（以下この項において「法」という。）第59条第4項の規定により都市計画事業の施行の認可をすること。
- (2) 法第63条第1項の規定により事業計画の変更の認可をすること。
- (3) 法第64条第1項の規定により地位の承継の承認をすること。
- (4) 法第80条第1項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすること。
- (5) 法第81条第1項の規定により認可等を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事等の停止を命じ、若しくは工作物等の改築等を命ずること。

5 2 特例条例別表第11の15の項に掲げる次の事務

- (1) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）第4条第1項の規定により土地の所在及び面積等の届出を受理すること。
- (2) 法第5条第1項の規定により土地の地方公共団体等による買取りを希望する旨の申出を受理すること。
- (3) 法第6条第1項の規定により土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定め、当該地方公共団体等が買取りの協議を行う旨を通知すること。
- (4) 法第6条第3項の規定により土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨を通知すること。

5 3 特例条例別表第11の16の項に掲げる次の事務

- (1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。）第23条第1項の規定により土地の利用目的等の届出を受理すること。
- (2) 法第24条第1項の規定により愛知県土地利用審査会の意見を聴いて、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告すること。
- (3) 法第24条第3項の規定により同条第2項の期間を延長し、及びその延長する期間等を通知すること。
- (4) 法第25条の規定により勧告に基づき講じた措置について報告をさせること。
- (5) 法第26条の規定により勧告に従わない旨等を公表すること。

- (6) 法第 27 条の規定により土地に関する権利の処分についてのあつせん等の措置を講ずること。
- (7) 法第 27 条の 2 の規定により適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすること。
- (8) (1) から (7) までに掲げる事務に伴い、法第 41 条第 1 項の規定により職員に土地等に立ち入り、土地等を検査させ、又は関係者に質問させること。

5 4 特例条例別表第 11 の 17 の項に掲げる次の事務

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下この項において「法」という。）第 12 条第 1 項の規定により特定路外駐車場の設置の届出を受理すること。
- (2) 法第 12 条第 2 項の規定により特定路外駐車場の変更の届出を受理すること。
- (3) 法第 12 条第 3 項の規定により法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定に対する違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (4) 法第 53 条第 2 項の規定により特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又は職員に特定路外駐車場等に立ち入り、特定路外駐車場の施設等に関し検査させ、若しくは関係者に質問させること。

5 5 特例条例別表第 12 の 9 の項に掲げる次の事務

- (1) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号。以下この項において「法」という。）第 7 条の 9 第 1 項の規定により第一種市街地再開発事業の施行の認可をすること。
- (2) 法第 7 条の 16 第 1 項の規定により規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可をすること。
- (3) 法第 7 条の 17 第 4 項後段の規定により規約の認可をすること。
- (4) 法第 7 条の 19 第 1 項の規定により審査委員の選任の承認をすること。
- (5) 法第 7 条の 20 第 1 項の規定により第一種市街地再開発事業の終了の認可をすること。
- (6) 法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により組合の設立の認可をすること。
- (7) 法第 11 条第 3 項の規定により事業計画の認可をすること。
- (8) 法第 38 条第 1 項の規定により定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可をすること。
- (9) 法第 45 条第 4 項の規定により組合の解散の認可をすること。
- (10) 法第 49 条の規定により決算報告書の承認をすること。
- (11) 法第 72 条第 1 項後段（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により権利変換計画等の認可をすること。
- (12) 法第 99 条の 3 第 3 項（法第 99 条の 8 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により特定建築者の決定等の承認をすること。
- (13) 法第 112 条の規定により事業代行の開始を決定すること。
- (14) 法第 114 条の規定により事業代行者となること。
- (15) 法第 117 条第 1 項の規定により事業代行終了の旨を公告すること。
- (16) 法第 124 条第 3 項の規定により第一種市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な

措置を命ずること。

(17) 法第 124 条の 2 第 1 項の規定により個人施行者の事業若しくは会計の状況を検査し、又はその施行者のした処分の取消し等を命ずること。

(18) 法第 124 条の 2 第 2 項の規定により第一種市街地再開発事業の施行の認可を取り消すこと。

(19) 法第 125 条第 1 項の規定により組合の事業又は会計の状況を検査すること。

(20) 法第 125 条第 2 項の規定により組合の組合員の請求を受理し、組合の事業又は会計の状況を検査すること。

(21) 法第 125 条第 3 項の規定により組合のした処分の取消し等を命ずること。

(22) 法第 125 条第 4 項の規定により組合の設立の認可を取り消すこと。

(23) 法第 125 条第 5 項の規定により組合員等の申出を受理し、総会等を招集すること。

(24) 法第 125 条第 6 項の規定により組合員の申出を受理し、理事等の解任について投票に付すこと。

(25) 法第 125 条第 7 項の規定により組合員の請求を受理し、議決等を取り消すこと。

(26) 法第 133 条第 1 項の規定により管理規約の認可をすること。

(27) 都市再開発法施行令（昭和 44 年政令第 232 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により審査委員の解任の承認をすること。

56 教育特例条例別表 1 の項に掲げる次の事務

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下この項において「法」という。）第 130 条第 1 項の規定により専修学校の設置廃止及び目的の変更の認可をし、並びに同条第 4 項の規定により認可をしない旨を通知すること（当該市町が設置する専修学校に係るものに限る。）。

(2) 法第 134 条第 2 項の規定において準用する法第 4 条第 1 項の規定により各種学校の設置廃止の認可をすること（当該市町が設置する各種学校に係るものに限る。）。

付表 2（別表第 2 関係）

1	特例条例別表第 7 の 6 の項に掲げる次の事務 計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 4 8 条第 1 項の規定により職員に届出製造事業者の工場等に立ち入り、計量器等を検査させ、又は関係者に質問させること。
2	特例条例別表第 1 1 の 4 の項に掲げる次の事務 土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 7 6 条第 1 項の規定により土地の形質の変更等の許可をすること。
3	特例条例別表第 1 1 の 5 の項に掲げる次の事務 (1) 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）第 4 条第 1 項の規定により土地区画整理事業の施行の認可をすること。 (2) 法第 1 0 条第 1 項の規定により規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可をすること。 (3) 法第 1 1 条第 4 項後段の規定により規約の認可をすること。 (4) 法第 1 1 条第 7 項の規定により新たに施行者となった者の氏名等の届出を受理すること。 (5) 法第 1 3 条第 1 項の規定により土地区画整理事業の廃止又は終了の認可をすること。 (6) 法第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により組合の設立の認可をすること。 (7) 法第 1 4 条第 3 項の規定により事業計画の認可をすること。 (8) 法第 2 0 条第 2 項（法第 3 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画についての意見書を受理すること。 (9) 法第 2 9 条第 1 項の規定により理事の氏名等の届出を受理すること。 (10) 法第 3 9 条第 1 項の規定により定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可をすること。 (11) 法第 4 5 条第 2 項の規定により組合の解散の認可をすること。 (12) 法第 4 9 条の規定により決算報告書の承認をすること。 (13) 法第 8 6 条第 1 項の規定により換地計画の認可をすること。 (14) 法第 9 7 条第 1 項の規定により換地計画の変更の認可をすること。 (15) 法第 1 0 3 条第 3 項の規定により換地処分をした旨の届出を受理すること。 (16) 法第 1 3 6 条第 1 項の規定により事業計画又はその変更について農業委員会等の意見を聴くこと。
4	特例条例別表第 1 1 の 6 の項に掲げる次の事務 (1) 駐車場法（昭和 3 2 年法律第 1 0 6 号。以下この項において「法」という。）第 1 2 条の規定により路外駐車場の設置又は変更の届出を受理すること。 (2) 法第 1 3 条第 1 項の規定により管理規程の届出を受理すること。 (3) 法第 1 3 条第 4 項の規定により管理規程の変更の届出を受理すること。 (4) 法第 1 4 条の規定により路外駐車場の休止等の届出を受理すること。 (5) 法第 1 8 条第 1 項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に路外駐車場等に立ち入り、路外駐車場の施設等に関し検査させること。 (6) 法第 1 9 条の規定により路外駐車場の構造及び設備等の是正のために必要な措置を命じ、又は路外駐車場の供用の停止を命ずること。
5	特例条例別表第 1 1 の 1 1 の項に掲げる次の事務 都市計画法第 1 7 条第 1 項（同法第 2 1 条第 2 項において準用する場合、環境影響評価法（平成 9 年法律第 8 1 号）第 4 2 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合及び愛知県環境影響評価条例（平成 1 0 年愛知県条例第 4 7 号）第 3 1 条の 3 第 1 項の規定により都市計画法第 1 7 条第 1 項の縦覧期間が同項の公告の日から 1 月間とされる場合を含む。）の規定により県が決定しようとする都市計画の案を公衆の縦覧に供すること。
6	特例条例別表第 1 1 の 1 2 の項に掲げる次の事務 都市計画法第 2 6 条第 1 項の規定により都市計画区域内の土地の試掘等の許可をすること。
7	特例条例別表第 1 2 の 8 の項に掲げる次の事務 都市再開発法第 6 1 条第 1 項の規定により土地の試掘等の許可をすること。

様式第 1（第 4 関係）

第 号

年 月 日

市 町 村 等 長 名

愛知県知事 氏 名

年度 6 月交付分市町村権限移譲交付金の交付決定について（通知）

年度 月交付分の市町村権限移譲交付金について、市町村権限移譲交付金交付要綱第 4 の規定に基づき、下記のとおり決定します。

記

1 交付の金額

金 円

2 交付金の事務ごとの内訳

別紙のとおり

様式第 1（第 4 関係）

第 号

年 月 日

市 町 村 等 長 名

愛知県知事 氏 名

年度 3 月交付分市町村権限移譲交付金の交付決定について（通知）

年度 月交付分の市町村権限移譲交付金について、市町村権限移譲交付金交付要綱第 4 の規定に基づき、下記のとおり決定します。

記

1 交付の金額

金 円

2 交付金の事務ごとの内訳

別紙のとおり

年度 6 月交付分交付金の事務ごとの内訳

団体名：

移 譲 事 務	交付金額
愛知県事務処理特例条例（以下「特例条例」という。）別表第 1 に掲げる地方自治法に基づく事務	円
特例条例別表第 2 の 1 の項に掲げる火薬類取締法に基づく事務	円
特例条例別表第 2 の 2 の項に掲げる電気用品安全法に基づく事務	円
特例条例別表第 2 の 3 の項に掲げる液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務	円
特例条例別表第 3 の 1 の項に掲げる旅券法等に基づく事務	円
特例条例別表第 3 の 2 の項及び 3 の項に掲げる文化財保護法に基づく事務	円
特例条例別表第 3 の 4 の項から 8 の項まで、10 の項及び 11 の項に掲げる文化財保護法等に基づく事務	円
特例条例別表第 3 の 9 の項に掲げる愛知県文化財保護条例に基づく事務	円
特例条例別表第 4 の 1 の項、2 の項及び 6 の項に掲げる自然公園法等に基づく事務	円
特例条例別表第 4 の 3 の項に掲げる特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく事務	円
特例条例別表第 4 の 4 の項及び 5 の項に掲げる鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく事務	円
特例条例別表第 4 の 7 の項及び 8 の項に掲げる廃棄物の適正な処理の促進に関する条例等に基づく事務	円
特例条例別表第 5 の 1 の項に掲げる児童福祉法に基づく事務及び特例条例別表第 5 の 4 の項に掲げる民生委員法等に基づく事務	円
特例条例別表第 5 の 2 の項及び 3 の項に掲げる児童福祉法に基づく事務	円
特例条例別表第 5 の 5 の項に掲げる社会福祉法等に基づく事務	円
特例条例別表第 5 の 6 の項に掲げる老人福祉法に基づく事務	円
特例条例別表第 5 の 8 の項に掲げる介護保険法等に基づく事務	円
特例条例別表第 5 の 9 の項に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 1 の項に掲げる栄養士法等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 2 の項に掲げる墓地、埋葬等に関する法律等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 3 の項に掲げる墓地、埋葬等に関する法律等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 4 の項に掲げる保健師助産師看護師法等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 5 の項に掲げる歯科衛生士法に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 6 の項から 8 の項までに掲げる医療法等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 9 の項及び 10 の項に掲げる医療法等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 11 の項に掲げるクリーニング業法等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 12 の項に掲げる毒物及び劇物取締法等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 13 の項に掲げる旧診療放射線技師及び診療エックス線技師法等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 14 の項に掲げる覚醒剤取締法に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 15 の項に掲げる麻薬及び向精神薬取締法等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 16 の項に掲げる歯科技工士法等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 17 の項に掲げる調理師法等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 18 の項に掲げる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 19 の項に掲げる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 20 の項に掲げる製菓衛生師法等に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 21 の項に掲げる建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく事務	円

特例条例別表第6の22の項及び23の項に掲げる動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく事務	円
特例条例別表第6の24の項に掲げる原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく事務	円
特例条例別表第6の25の項に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく事務	円
特例条例別表第6の26の項に掲げる難病の患者に対する医療等に関する法律等に基づく事務	円
特例条例別表第6の27の項に掲げる難病の患者に対する医療等に関する法律等に基づく事務	円
特例条例別表第6の28の項に掲げる死体解剖保存法施行令に基づく事務	円
特例条例別表第6の29の項に掲げる医師法施行令に基づく事務	円
特例条例別表第6の30の項に掲げる歯科医師法施行令に基づく事務	円
特例条例別表第6の31の項に掲げる診療放射線技師法施行令に基づく事務	円
特例条例別表第6の32の項に掲げる臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく事務	円
特例条例別表第6の33の項に掲げる薬剤師法施行令に基づく事務	円
特例条例別表第6の34の項に掲げる理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく事務	円
特例条例別表第6の35の項に掲げる視能訓練士法施行令に基づく事務	円
特例条例別表第6の36の項に掲げる救急病院等を定める省令に基づく事務	円
特例条例別表第6の39の項に掲げる愛知県ふぐ取扱い規制条例等に基づく事務	円
特例条例別表第6の40の項に掲げる愛知県ふぐ取扱い規制条例等に基づく事務	円
特例条例別表第7の1の項に掲げる商工会議所法等に基づく事務	円
特例条例別表第7の2の項に掲げる商工会法に基づく事務	円
特例条例別表第7の3の項に掲げる家庭用品品質表示法等に基づく事務	円
特例条例別表第7の4の項に掲げる消費生活用製品安全法等に基づく事務	円
特例条例別表第7の5の項に掲げる中小小売商業振興法等に基づく事務	円
特例条例別表第7の6の項に掲げる計量法に基づく事務	円
特例条例別表第8の1の項に掲げる農地法に基づく事務	円
特例条例別表第8の2の項に掲げる農地法に基づく事務	円
特例条例別表第8の3の項に掲げる農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務	円
特例条例別表第8の4の項に掲げる農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務	円
特例条例別表第9に掲げる土地改良法に基づく事務	円
特例条例別表第11の1の項に掲げる屋外広告物法等に基づく事務	円
特例条例別表第11の2の項に掲げる屋外広告物法等に基づく事務	円
特例条例別表第11の3の項に掲げる屋外広告物法等に基づく事務	円
特例条例別表第11の4の項に掲げる土地区画整理法に基づく事務	円
特例条例別表第11の5の項に掲げる土地区画整理法に基づく事務	円
特例条例別表第11の6の項に掲げる駐車場法に基づく事務	円
特例条例別表第11の7の項に掲げる宅地造成及び特定盛土等規制法等に基づく事務	円
特例条例別表第11の8の項に掲げる宅地造成及び特定盛土等規制法等に基づく事務	円
特例条例別表第11の9の項に掲げる宅地造成及び特定盛土等規制法等に基づく事務	円
特例条例別表第11の10の項に掲げる流通業務市街地の整備に関する法律に基づく事務	円
特例条例別表第11の11の項に掲げる都市計画法に基づく事務	円
特例条例別表第11の12の項に掲げる都市計画法に基づく事務	円
特例条例別表第11の13の項に掲げる都市計画法に基づく事務	円
特例条例別表第11の14の項に掲げる都市計画法に基づく事務	円
特例条例別表第11の15の項に掲げる公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務	円
特例条例別表第11の16の項に掲げる国土利用計画法に基づく事務	円

特例条例別表第 1 1 の 1 7 の項に掲げる高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務	円
特例条例別表第 1 2 の 8 の項に掲げる都市再開発法に基づく事務	円
特例条例別表第 1 2 の 9 の項に掲げる都市再開発法等に基づく事務	円
愛知県教育委員会事務処理特例条例別表 1 の項に掲げる学校教育法に基づく事務	円
合 計	円

様式第 1 別紙

年度 3 月交付分交付金の事務ごとの内訳

団体名：

移 譲 事 務	交付金額
愛知県事務処理特例条例（以下「特例条例」という。）別表第 4 の 9 の項から 15 の項までに掲げる県民の生活環境の保全等に関する条例等に基づく事務	円
特例条例別表第 5 の 10 の項に掲げる愛知県心身障害者扶養共済制度条例等に基づく事務	円
特例条例別表第 5 の 11 の項に掲げる在宅の重度障害者の福祉の増進を図るため支給する在宅重度障害者手当に関する事項について定める規則に基づく事務	円
特例条例別表第 5 の 12 の項に掲げる遺児の健全な育成及びその福祉の増進を図るため支給する遺児手当に関する事項について定める規則に基づく事務	円
特例条例別表第 5 の 13 の項に掲げる愛知県敬老祝い品贈呈規則に基づく事務	円
特例条例別表第 6 の 38 の項に掲げる愛知県プール条例等に基づく事務	円
特例条例別表第 10 の 4 の項に掲げる特定都市河川浸水被害対策法等に基づく事務	円
特例条例別表第 12 の 1 の項から 3 の項までに掲げる建築基準法等に基づく事務	円
特例条例別表第 12 の 5 の項に掲げる租税特別措置法等に基づく事務	円
特例条例別表第 12 の 7 の項に掲げる都市計画法等に基づく事務	円
特例条例別表第 12 の 10 の項に掲げる建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく事務	円
特例条例別表第 12 の 11 の項及び 12 の項に掲げる建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務	円
特例条例別表第 12 の 13 の項に掲げるマンションの建替え等の円滑化に関する法律等に基づく事務	円
特例条例別表第 12 の 17 の項に掲げる人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく事務	円
特例条例別表第 12 の 18 の項に掲げる人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく事務	円
特例条例附則に掲げる宅地造成等規制法等に基づく事務	円
合 計	円

様式第2（第5関係）

第 号

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

市 町 村 等 長 名

年度10月報告分の取扱い件数について（報告）

市町村権限移譲交付金交付要綱第5の規定によるこのことについては、別紙のとおりです。

様式第2（第5関係）

第 号

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

市 町 村 等 長 名

年度1月報告分の取扱い件数について（報告）

市町村権限移譲交付金交付要綱第5の規定によるこのことについては、別紙のとおりです。

年度10月報告分取扱い件数

団体名：

- 1 愛知県事務処理特例条例（以下「特例条例」という。）別表第1に掲げる地方自治法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
9 / 5-1, 2	届出の受理及び告示 (一連の事務で1件とする)	件	—

- 2 特例条例別表第2の1の項に掲げる火薬取締法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
25-1	煙火の消費の許可	件	円
25-3	許可の取消し	件	—
46-2	災害発生の日時等の報告	件	—

- 3 特例条例別表第2の2の項に掲げる電気用品安全法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
45-1	業務に関する報告	件	—
46-1	立入検査事務	件	—
46 / 2-1	電気用品提出命令	件	—

- 4 特例条例別表第2の3の項に掲げる液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
38 / 3	液化石油ガス設備工事の届出の受理	件	—
38 / 10-1	特定液化石油ガス設備工事事業の届出の受理	件	—
38 / 10-2	氏名の変更等の届出の受理	件	—
82-1	業務等の状況の報告	件	—
83-3	立入検査事務	件	—

- 5 特例条例別表第3の2の項に掲げる文化財保護法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
53-1	重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可	件	—
53-3	許可条件の指示	件	—
53-4	公開の停止命令、又は許可の取消し	件	—

- 6 特例条例別表第3の3の項に掲げる文化財保護法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
43-1	文化財保護法施行令第5条第3項第1号イ及びロに掲げる重要文化財の現状変更等の許可	件	—
43-3	許可条件の指示	件	—
43-4	現状変更等の停止命令、又は許可の取消し	件	—

7 特例条例別表第3の9の項に掲げる愛知県文化財保護条例に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
12-1	県指定有形文化財の現状変更等の許可	件	—
12-3	許可条件の指示	件	—
12-4	現状変更等の停止命令、又は許可の取消し	件	—
33-1	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可	件	—
33-3	許可条件の指示	件	—
33-3	現状変更等の停止命令、又は許可の取消し	件	—

8 特例条例別表第4の3の項に掲げる特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
5-3	届出の受付	件	—

9 特例条例別表第4の4の項に掲げる鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 9-1 等	鳥獣の捕獲等の許可	件	—
法 9-9	許可証又は従事者証の再交付	件	—
法 10-1	条件に違反した者に対する必要な措置	件	—
法 10-2	許可の取消し	件	—
法 19-5	飼養の登録の有効期間の更新	件	円
法 19-6	登録票の再交付	件	円
法 20-3	登録鳥獣の譲受け等の届出の受理	件	—
法 22-2	飼養の登録の取消し	件	—
法 75-3	立入検査事務	件	—
省令 7-11	許可証の変更の届出の受理	件	—
省令 7-12	従事者証の変更の届出の受理	件	—
省令 7-13	許可証の亡失の届出の受理	件	—
省令 7-14	従事者証の亡失の届出の受理	件	—
省令 20-5	登録票の変更の届出の受理	件	—
省令 20-6	登録票の亡失の届出の受理	件	—

10 特例条例別表第4の5の項に掲げる鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 24-1 等	鳥獣の販売の許可	件	—
法 24-6	販売許可証の再交付	件	—
法 24-9	条件に違反した者に対する必要な措置	件	—
法 24-10	許可の取消し	件	—
法 75-3	立入検査事務	件	—

省令 24-5	販売許可証の変更の届出の受理	件	—
省令 24-6	販売許可証の亡失の届出の受理	件	—

1 1 特例条例別表第4の7の項に掲げる廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（以下「条例」という。）及び条例の施行のための規則（以下「規則」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
条例 6-2	不適正処理通報受理	件	—
条例 6-3	土地所有者等への勧告	件	—
条例 7-3	確認すべきことの勧告	件	—
条例 7-4	勧告に従わない旨等の公表	件	—
条例 7-6	不適正処理状況及び講じた措置内容の届出の受理	件	—
条例 8-1	県外産業廃棄物の搬入の届出の受理	件	—
条例 8-2	県外産業廃棄物の搬入の変更の届出の受理	件	—
条例 8-3	県外産業廃棄物の搬入の中止等の勧告	件	—
条例 12	小規模産業廃棄物焼却施設の設置の届出の受理	件	—
条例 13	小規模産業廃棄物焼却施設の使用の届出の受理	件	—
条例 14	小規模産業廃棄物焼却施設の構造等変更の届出の受理	件	—
条例 15	小規模産業廃棄物焼却施設の構造又は維持管理方法に関する計画変更等の命令	件	—
条例 16-2	期間の短縮	件	—
条例 17	氏名の変更等の届出の受理	件	—
条例 18-3	地位の承継の届出の受理	件	—
条例 21-1	小規模産業廃棄物焼却施設の使用の一時停止命令	件	—
条例 22-1	特定産業廃棄物の保管の届出の受理	件	—
条例 23	特定産業廃棄物の保管の変更等の届出の受理	件	—
条例 24-1	事故の状況及び講じた措置内容の届出の受理	件	—
条例 24-2	応急処置命令	件	—
条例 25-1	氏名等の公表	件	—
条例 26-1	必要な報告を求めること	件	—
条例 26-2	立入検査事務又は廃棄物等の収去	件	—
規則	別に規則で定めるもの	件	—

1 2 特例条例別表第4の8の項に掲げる廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（以下「条例」という。）及び条例の施行のための規則（以下「規則」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
条例 9-2	説明会開催の届出の受理	件	—
条例 26-1	必要な報告の徴収	件	—
条例 26-2	立入検査事務	件	—
規則	別に規則で定めるもの	件	—

1 3 特例条例別表第5の1の項に掲げる児童福祉法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
50	児童委員に関する費用交付	件	—

1 4 特例条例別表第5の2の項に掲げる児童福祉法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
59-1	無認可施設に対する報告、調査等(監査)	件	—
59-3	設備又は運営の改善勧告	件	—
59-4	勧告に従わない場合の公表	件	—
59-5, 6	事業の停止又は施設閉鎖の命令	件	—
59-7	参考となるべき情報の提供の求め	件	—
59-9	命令をした旨の公表	件	—
59 / 2-1	認可外保育施設の届出受理	件	—
59 / 2-2	認可外保育施設変更、廃止、休止の届出受理	件	—
59 / 2 / 5-1	運営状況報告の受理	件	—
59 / 2 / 5-2	運営状況報告の取りまとめ・公表	件	—

1 5 特例条例別表第5の3の項に掲げる児童福祉法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
21 / 5 / 15-1, 2	指定障害児通所支援事業者の指定	件	—
21 / 5 / 15-6	関係市町村長の求めに応じること	件	—
21 / 5 / 15-7	関係市町村長の意見を受けること	件	—
21 / 5 / 15-8	必要と認める条件を付すること	件	—
21 / 5 / 16-1	指定障害児通所支援事業者の指定の更新	件	—
21 / 5 / 17-1 ただし書	別段の申出の受理	件	—
21 / 5 / 17-5	事業の廃止又は休止の届出の受理	件	—
21 / 5 / 20-1	指定障害児通所支援事業者の指定の変更	件	—
21 / 5 / 20-3	事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出の受理	件	—
21 / 5 / 20-4	事業の廃止又は休止の届出の受理	件	—
21 / 5 / 22-1	報告を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対し質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備等を検査させること	件	—
21 / 5 / 23-1	措置をとるべきことを勧告すること	件	—
21 / 5 / 23-2	勧告に従わなかった旨を公表すること	件	—
21 / 5 / 23-3	勧告に係る措置をとるべきことを命ずること	件	—
21 / 5 / 23-4	命令をした旨を公示すること	件	—
21 / 5 / 23-5	通知の受理	件	—
21 / 5 / 24-1	指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること	件	—
21 / 5 / 24-2	通知の受理	件	—
21 / 5 / 25	指定をした旨等を公示すること	件	—
33 / 18-1	情報公表対象支援情報の報告の受理	件	—
33 / 18-2	報告の内容を公表すること	件	—
33 / 18-3	報告の内容について調査を行うこと	件	—

33 / 18-4	報告を行うこと等を命ずること	件	—
33 / 18-6	指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること		

1 6 特例条例別表第5の4の項に掲げる民生委員法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
26	民生委員及び民生委員協議会に関する費用交付（民生委員協議会に関する費用にあっては会長に係るものに限る。）	件	—

1 7 特例条例別表第5の5の項に掲げる社会福祉法（以下「法」という。）及び社会福祉法施行規則（以下「省令」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 31-1	社会福祉法人の定款の認可	件	—
法 42-2	一時評議員の職務を行うべき者の選任	件	—
法 45 / 6-2	一時役員の職務を行うべき者の選任	件	—
法 45 / 9-5	評議員会の招集の許可	件	—
法 45 / 17-3	理事長の職務を行うべき者の選任	件	—
法 45 / 36-2	社会福祉法人の定款の変更の認可	件	—
法 45 / 36-4	社会福祉法人の定款の変更の届出の受理	件	—
法 46-2	社会福祉法人の解散の認可又は認定	件	—
法 46-3	社会福祉法人の解散の届出の受理	件	—
法 46 / 6-4	清算人の氏名等の届出の受理	件	—
法 46 / 6-5	清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理	件	—
法 47 / 5	社会福祉法人の清算の終了の届出の受理	件	—
法 50-3	社会福祉法人の吸収合併の認可	件	—
法 54 / 6-2	社会福祉法人の新設合併の認可	件	—
法 55 / 2-8	社会福祉法人の社会福祉充実計画の作成等に関する支援	件	—
法 55 / 2-9	社会福祉法人の社会福祉充実計画の承認	件	—
法 55 / 2-10	資料の提供等を求めること	件	—
法 55 / 3-2	軽微な変更の届出の受理	件	—
法 55 / 3-3	社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の変更の承認	件	—
法 55 / 4	社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の終了の承認	件	—
法 56-1	業務等の状況の報告又は業務の状況等の検査	件	—
法 56-4	必要な措置の勧告	件	—
法 56-5	勧告に従わなかった旨の公表	件	—
法 56-6	勧告に係る措置をとるべき旨の命令	件	—
法 56-7	社会福祉法人の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解職の勧告	件	—
法 56-8	社会福祉法人の解散の命令	件	—
法 57	社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停	件	—

	止の命令		
法 57 / 2-1	適当な措置をとることが必要である旨の意見を受けること	件	—
法 57 / 2-2	情報の提供等を求めること	件	—
法 59	計算書類等及び財産目録等の書類等の届出の受理	件	—
法 125	社会福祉連携推進法人の認定	件	—
法 129	社会福祉連携推進認定をした旨を通知し、及び公示すること	件	—
法 139-1	社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可	件	—
法 139-3	社会福祉連携推進法人の定款の変更の届出の受理	件	—
法 140	社会福祉連携推進方針の変更の認定	件	—
法 141	社会福祉連携推進法人の解散の届出の受理	件	—
法 141	社会福祉連携推進法人の清算の終了の届出の受理	件	—
法 142	代表理事の選定及び解職の認可	件	—
法 143-1	一時役員又は代表理事の職務を行うべき者を選任	件	—
法 143-2	報告の受理	件	—
法 144	社会福祉連携推進法人の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告すること	件	—
法 144	計算書類等及び財産目録等の届出の受理	件	—
法 145-1, 2	社会福祉連携推進認定の取消	件	—
法 145-3	社会福祉連携推進認定を取り消した旨の公示	件	—
法 145-5	名称の変更の登記の嘱託	件	—
法 146-4	社会福祉連携推進目的取得財産残額等の通知	件	—
省令 2-4	報告の受理	件	—
省令 11-1	社会福祉法人台帳を備えること	件	—

1 8 特例条例別表第 5 の 6 の項に掲げる老人福祉法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
14	老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理	件	—
14 / 2	老人居宅生活支援事業の変更の届出の受理	件	—
14 / 3	老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出の受理	件	—
15-2	老人デイサービスセンター等の設置の届出の受理	件	—
15-3	養護老人ホーム等の設置の届出の受理	件	—
15-4	養護老人ホーム等の設置の認可	件	—
15 / 2-1	老人デイサービスセンター等の変更の届出の受理	件	—
15 / 2-2	養護老人ホーム等の変更の届出の受理	件	—
16-1	老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出の受理	件	—

16-2	養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少又は増加の届出の受理	件	—
16-3	養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は増加の認可	件	—
18-1	必要な報告の徴収又は立入検査事務	件	—
18-2	必要な報告の徴収又は立入検査事務	件	—
18 / 2-1	必要な措置の命令	件	—
18 / 2-2	事業の制限又は停止の命令	件	—
18 / 2-3	愛知県社会福祉審議会の意見を聴くこと	件	—
19-1	設備若しくは運営の改善若しくは事業の停止若しくは廃止の命令、又は認可の取消	件	—
19-2	愛知県社会福祉審議会の意見を聞くこと	件	—

1 9 特例条例別表第5の8の項に掲げる介護保険法（以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（以下「省令」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 70-1	指定居宅サービス事業者の指定	件	円
法 70-6	関係市町村長への通知、意見を求めること	件	—
法 70-7	関係市町村長の求めに応じること	件	—
法 70-8	関係市町村長の意見を受けること	件	—
法 70-9	必要と認める条件を付すること	件	—
法 70-10	市町村長の求めに応じること	件	—
法 70-11	必要と認める条件を付すること	件	—
法 70 / 2-1	指定居宅サービス事業者の指定の更新	件	円
法 70 / 3-1	指定居宅サービス事業者の指定の変更	件	—
法 71-1 ただし書	別段の申出の受理	件	—
法 72-1 ただし書	別段の申出の受理	件	—
法 72 / 2-1 ただし書	別段の申出の受理	件	—
法 75-1	事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出の受理	件	—
法 75-2	事業の廃止又は休止の届出の受理	件	—
法 76-1	報告の徴収、立入検査	件	—
法 76 / 2-1	措置をとるべき旨の勧告	件	—
法 76 / 2-2	勧告に従わなかった旨の公表	件	—
法 76 / 2-3	勧告に係る措置をとるべき旨の命令	件	—
法 76 / 2-4	命令をした旨の公示	件	—
法 76 / 2-5	通知の受理	件	—
法 77-1	指定居宅サービス事業者の指定の取消又はその全部若しくは一部の効力の停止	件	—
法 77-2	通知の受理	件	—
法 78	指定居宅サービス事業者の名称等の公示	件	—
法 86-1	指定介護老人福祉施設の指定	件	円
法 86-3	関係市町村長への通知、意見を求めること	件	—
法 86 / 2-1	指定介護老人福祉施設の指定の更新	件	円

法 89	開設者の住所等の変更の届出の受理	件	—
法 90-1	報告の徴収、立入検査	件	—
法 91	指定の辞退を受けること	件	—
法 91 / 2-1	措置をとるべき旨の勧告	件	—
法 91 / 2-2	勧告に従わなかった旨の公表	件	—
法 91 / 2-3	勧告に係る措置をとるべき旨の命令	件	—
法 91 / 2-4	命令をした旨の公示	件	—
法 91 / 2-5	通知の受理	件	—
法 92-1	指定介護老人福祉施設の指定の取消又はその全部若しくは一部の効力の停止	件	—
法 92-2	通知の受理	件	—
法 93	開設者の名称等の公示	件	—
法 94-1	開設の許可	件	円
法 94-2	入所定員等の変更の許可	件	円
法 94-6	関係市町村長への通知、意見を求めること	件	—
法 94 / 2-1	開設の許可の更新	件	円
法 95 各項	介護老人保健施設を管理させる医師等の承認	件	—
法 98-1	広告の許可	件	—
法 99-1	介護老人保健施設の開設者の住所等の変更又は再開の届出の受理	件	—
法 99-2	介護老人保健施設の廃止又は休止の届出の受理	件	—
法 100-1	報告の徴収、立入検査	件	—
法 100-3	通知の受理	件	—
法 101	介護老人保健施設の全部若しくは一部の使用の制限、若しくは禁止又は修繕等の命令	件	—
法 102-1	管理者の変更の命令	件	—
法 103-1	措置をとるべき旨の勧告	件	—
法 103-2	勧告に従わなかった旨の公表	件	—
法 103-3	勧告に係る措置をとるべき旨又は業務の停止の命令	件	—
法 103-4	命令をした旨の公示	件	—
法 103-5	通知の受理	件	—
法 104-1	介護老人保健施設の開設の許可の取消又はその全部若しくは一部の効力の停止	件	—
法 104-2	通知の受理	件	—
法 104 / 2	開設者の名称等の公示	件	—
法 105	開設者の死亡等の届出の受理	件	—
法 105	エックス線装置を備えたとき等の届出の受理	件	—
法 107-1	開設の許可	件	円
法 107-2	入所定員等の変更の許可	件	円
法 107-6	関係市町村長への通知、意見を求めること	件	—
法 108-1	開設の許可の更新	件	—
法 109 各項	介護医療院を管理させる医師等の承認	件	—
法 112-1	広告の許可	件	—

法 113-1	介護医療院の開設者の住所等の変更又は再開の届出の受理	件	—
法 113-2	介護医療院の廃止又は休止の届出の受理	件	—
法 114 / 2-1	報告の徴収、立入検査	件	—
法 114 / 2-3	通知の受理	件	—
法 114 / 3	介護医療院の全部若しくは一部の使用の制限、若しくは禁止又は修繕等の命令	件	—
法 114 / 4-1	管理者の変更の命令	件	—
法 114 / 5-1	措置をとるべき旨の勧告	件	—
法 114 / 5-2	勧告に従わなかった旨の公表	件	—
法 114 / 5-3	勧告に係る措置をとるべき旨又は業務の停止の命令	件	—
法 114 / 5-4	命令をした旨の公示	件	—
法 114 / 5-5	通知の受理	件	—
法 114 / 6-1	介護医療院の許可の取消又はその全部若しくは一部の効力の停止	件	—
法 114 / 6-2	通知の受理	件	—
法 114 / 7	開設者の名称等の公示	件	—
法 114 / 8	開設者の死亡等の届出の受理	件	—
法 114 / 8	エックス線装置を備えたとき等の届出の受理	件	—
法 115 / 2-1	指定介護予防サービス事業者の指定	件	円
法 115 / 2-4	関係市町村長の求めに応じること	件	—
法 115 / 2-5	関係市町村長の意見を受けること	件	—
法 115 / 2-6	必要と認める条件を付すること	件	—
法 115 / 2 / 2-1 ただし書	別段の申出の受理	件	—
法 115 / 5-1	事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出の受理	件	—
法 115 / 5-2	事業の廃止又は休止の届出の受理	件	—
法 115 / 7-1	報告の徴収、立入検査	件	—
法 115 / 8-1	措置をとるべき旨の勧告	件	—
法 115 / 8-2	勧告に従わなかった旨の公表	件	—
法 115 / 8-3	勧告に係る措置をとるべき旨の命令	件	—
法 115 / 8-4	命令をした旨の公示	件	—
法 115 / 8-5	通知の受理	件	—
法 115 / 9-1	指定介護予防サービス事業者の指定の取消又はその全部若しくは一部の効力の停止	件	—
法 115 / 9-2	通知の受理	件	—
法 115 / 10	指定介護予防サービス事業者の名称等の公示	件	—
法 115 / 11	指定介護予防サービス事業者の指定の更新	件	円
法 115 / 11	別段の申出の受理	件	—
法 115 / 11	別段の申出の受理	件	—
法 115 / 32-2	業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理	件	—

法 115 / 32-3	業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理	件	—
法 115 / 32-4	区分の変更に係る届出の受理	件	—
法 115 / 33-1	報告等を命じ、出頭を求めること	件	—
法 115 / 33-1	職員に関係者に対し質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備等検査させること	件	—
法 115 / 33-4	結果の通知	件	—
法 115 / 34-1	適正な業務管理体制を整備すべきことの勧告	件	—
法 115 / 34-2	勧告に従わなかった旨の公表	件	—
法 115 / 34-3	勧告に係る措置をとるべきことを命ずること	件	—
法 115 / 34-4	命令した旨の公示	件	—
法 115 / 34-5	通知	件	—
省令 17 / 6	入居者である要介護者と同居させることが必要であると認めること	件	—

20 特例条例別表第5の9の項に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 36-1, 2	指定障害福祉サービス事業者の指定	件	—
法 36-6	関係市町村長の求めに応じること	件	—
法 36-7	関係市町村長の意見を受けること	件	—
法 36-8	必要と認める条件を付すること	件	—
法 37-1	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更	件	—
法 38-1	指定障害者支援施設の指定	件	—
法 39-1	指定障害者支援施設の指定の変更	件	—
法 41-1	指定の更新	件	—
法 41 / 2-1 ただし書	別段の申出の受理	件	—
法 41 / 2-5	事業の廃止又は休止の届出の受理		
法 46-1	事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出の受理	件	—
法 46-2	事業の廃止又は休止の届出の受理		
法 46-3	指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出の受理		
法 47	指定障害者支援施設の指定の辞退を受けること		
法 48-1	報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備等を検査させること	件	—
法 49-1	措置をとるべきことを勧告すること		
法 49-2	措置をとるべきことを勧告すること		
法 49-3	勧告に従わなかった旨を公表すること		
法 49-4	勧告に係る措置をとすべきことを命ずること		
法 49-5	命令をした旨を公示すること		

法 49-6	通知の受理		
法 50-1	指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること	件	—
法 50-2	通知の受理		
法 51	指定をした旨等を公示すること	件	—
法 51 / 19-1	指定一般相談支援事業者の指定	件	—
法 51 / 19-2	関係市町村長の求めに応じること	件	—
法 51 / 19-2	関係市町村長の意見を受けること	件	—
法 51 / 19-2	必要と認める条件を付すること	件	—
法 51 / 21-1	指定の更新	件	—
法 51 / 25-1	事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出の受理	件	—
法 51 / 25-2	事業の廃止又は休止の届出の受理		
法 51 / 27-1	報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対し質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備等を検査させること	件	—
法 51 / 28-1	措置を取るべきことを勧告すること		
法 51 / 28-3	勧告に従わなかった旨の公表すること		
法 51 / 28-4	勧告に係る措置をとるべきことを命ずること		
法 51 / 28-5	命令した旨を公示すること		
法 51 / 28-6	通知の受理	件	—
法 51 / 29-1	指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること		
法 51 / 29-3	通知の受理		
法 51 / 30-1	指定をした旨等を公示すること	件	—
法 76 / 3-1	情報公表対象サービス等情報の報告の受理	件	—
法 76 / 3-2	報告の内容を公表すること		
法 76 / 3-3	報告の内容について調査を行うこと	件	—
法 76 / 3-4	報告を行うこと等を命ずること		
法 76 / 3-6	指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定障害者支援施設の指定の取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること	件	—

2 1 特例条例別表第6の2の項に掲げる墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）及び墓地、埋葬等に関する法律施行細則（以下「規則」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 10-1	墓地又は納骨堂の経営の許可	件	—
法 10-2	墓地の区域若しくは納骨堂の施設の変更又は廃止の許可	件	—
法 18-1	必要な報告の徴収	件	—
法 19	整備改善等の命令又は許可の取消し	件	—
規則 5	工事完了等届出の受理及び検査	件	—
規則 6	みなし新設等許可の届出の受理	件	—

2 2 特例条例別表第6の3の項に掲げる墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）及

び墓地、埋葬等に関する法律施行細則（以下「規則」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 10-1	火葬場の経営の許可	件	—
法 10-2	火葬場の施設の変更又は廃止の許可	件	—
法 18-1	施設等への立入検査又は必要な報告の徴収	件	—
法 19	整備改善等の命令又は許可の取消し	件	—
規則 5	工事完了等届出の受理及び検査	件	—
規則 6	みなし新設等許可の届出の受理	件	—

2 3 特例条例別表第 6 の 6 の項に掲げる医療法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
6 / 3-1, 2	報告の受理	件	—

2 4 特例条例別表第 6 の 7 の項に掲げる医療法（以下「法」という。）、医療法施行令（以下「政令」という。）及び医療法施行規則（以下「省令」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 7-1	病院の開設の許可	件	円
法 7-2	病院開設許可事項の変更許可	件	—
法 7-3	診療所病床の設置（変更）許可	件	—
法 7 / 2-5	審議会の意見を聴くこと	件	—
法 8 / 2-2	病院の休止・再開届の受理	件	—
法 9-1	病院の廃止届の受理	件	—
法 9-2	病院の開設者の死亡・失踪届の受理	件	—
法 12-1 ただし書	病院の開設者の管理免除許可	件	—
法 12-2	病院の管理者の二箇所以上管理許可	件	—
法 15-3	病院のエソクス線装置等の届出の受理	件	—
法 18 ただし書	病院の専属薬剤師の設置免除許可	件	—
法 27	病院の使用許可	件	円
政令 3 / 3	診療所の病床数等の届出の受理	件	—
政令 4-1	病院の開設者の住所等変更届出の受理	件	—
政令 4-2	診療所の病床数等変更届出の受理	件	—
政令 4 / 2-1	病院の開設後の届出の受理	件	—
政令 4 / 2-2	病院の管理者の住所等変更届出の受理	件	—
省令 9 / 15-2	病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていると認めること	件	—

2 5 特例条例別表第 6 の 8 の項に掲げる医療法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
23 / 2	病院等の人員の増員又は業務停止の命令	件	—
24-1	病院の使用制限等の命令	件	—
24 / 2-1	必要な措置の命令	件	—
24 / 2-2	病院の業務の全部又は一部の停止の命令	件	—
28	病院の管理者変更の命令	件	—
29-1	病院の開設許可の取消又は閉鎖の命令	件	—

29-2	許可の取消	件	—
------	-------	---	---

26 特例条例別表第6の18の項に掲げる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
8 / 2-1, 2	報告の受理	件	—
8 / 2-4	必要な情報の提供を求めること	件	—
68 / 23	指導及び助言	件	—
69-1	立入検査等	件	—
69-2	立入検査等	件	—
69-3	立入検査等	件	—
70-1	廃棄等の命令	件	—
72 / 3	報告命令及び是正命令	件	—
73	管理者の変更命令	件	—

27 特例条例別表第6の22の項に掲げる動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「省令」という。）、特定動物の飼養又は保管の方法の細目（以下「告示」という。）及び動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 25-1, 2, 3, 4	生活環境が損なわれている事態又は動物の虐待に係る勧告又は命令	件	—
法 25-5	必要な報告の徴収等	件	—
法 26-1, 2 省令 15-5	特定動物の飼養又は保管の許可申請の受理、許可及び許可証の交付（一連の事務で1件とする）	件	円
法 28-1 省令 15-5 省令 18-1	特定動物の種類等の変更許可申請の受理、許可及び変更許可証の交付（一連の事務で1件とする）	件	円
法 28-3	軽微な変更等の届出の受理	件	—
法 29	許可の取消	件	—
法 32	措置命令	件	—
法 33-1	必要な報告の徴収等	件	—
省令 13-10	通知の受理	件	—
省令 15-6	許可証の再交付（変更許可証の交付を含む。）	件	—
省令 15-8	許可証の亡失の届出の受理（変更許可証の交付を含む。）	件	—
省令 15-9	許可証の返納受理（変更許可証の交付を含む。）	件	—
省令 16-1	特定動物の飼養又は保管をやめた旨の届出の受理	件	—
省令 20-3	措置内容の届出受理	件	—
告示	告示に基づく事務	件	—
条例 7	特定動物が逃走した旨の通報受理	件	—
条例 8	特定動物が人の生命等に害を加えた旨の届出受理	件	—

条例 16-1	必要な報告の徴収	件	—
---------	----------	---	---

28 特例条例別表第6の23の項に掲げる動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 10-2 法 11-1, 2 法 12-1, 2 省令 2-3 省令 2-5 省令 4-3	第一種動物取扱業の登録申請の受理（登録の更新申請の受理を含む。）及び第一種動物取扱業登録簿への登録、申請者への通知（登録簿への更新登録及び変更登録を含む。）、登録証の交付（変更登録証の交付を含む。）、並びに登録の拒否及び申請者への通知、並びに更新期間前の登録更新 （一連の事務で1件とする）	件	円
法 14-1 省令 5-6	第一種動物取扱業の種別の変更等の届出の受理 （一連の事務で1件とする）	件	—
法 14-2 省令 5-6	軽微な変更等の届出の受理 （一連の事務で1件とする）	件	—
法 14-3	犬猫等販売業廃止届出の受理	件	—
法 15	第一種動物取扱業登録簿の一般への閲覧	件	—
法 16-1	第一種動物取扱業の死亡等の届出の受理	件	—
法 17	第一種動物取扱業の登録の抹消	件	—
法 19-1	第一種動物取扱業の登録の取消し又は業務停止命令	件	—
法 21 / 5-2	動物の種類ごとの数等の届出の受理	件	—
法 22 / 6	検案書等の提出の命令	件	—
法 23-1	動物の管理方法等の改善勧告	件	—
法 23-2	措置命令	件	—
法 23-3	勧告に従わなかった旨の公表	件	—
法 23-4	勧告に係る措置命令	件	—
法 24-1	必要な報告の徴収等	件	—
法 24 / 2 / 2 省令 10 / 6-3	第二種動物取扱業の届出の受理 （一連の事務で1件とする）	件	—
法 24 / 3-1	第二種動物取扱業の種別等の変更届出の受理	件	—
法 24 / 3-2	第二種動物取扱業の氏名等の変更又は廃止届出の受理	件	—
省令 2-6	登録証の再交付（変更登録証の交付を含む。）	件	円
省令 2-8	登録証の亡失の届出の受理（変更登録証の交付を含む。）	件	—
省令 2-9	登録証の返納受理（変更登録証の交付を含む。）	件	—

２９ 特例条例別表第６の３の項に掲げる愛知県ふぐ取扱い規制条例（以下「条例」という。）及び愛知県ふぐ取扱い規制条例施行規則（以下「規則」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
条例 10	ふぐ処理施設の届出の受理	件	—
条例 11	業務の休止等の届出の受理	件	—
規則 15-3	ふぐ処理施設変更届の受理	件	—

３０ 特例条例別表第７の１の項に掲げる商工会議所法（以下「法」という。）及び商工会議所法施行令（以下「政令」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 7-2	特定商工業者の該当基準の引上げの許可	件	—
法 10-2, 3	商工業者法定台帳の作成期間の延長及び通知（一連の事務で１件とする）	件	—
法 12-1	負担金の賦課の許可	件	—
法 46-5	定款変更の届出の受理	件	—
法 57	収支決算等の報告の受理	件	—
法 58-1	報告の徴収及び検査	件	—
法 59-1	警告及び業務の一部停止の処分	件	—
法 59-4	日本商工会議所の意見を聴くこと	件	—
政令 7-2	経済産業大臣への報告	件	—

３１ 特例条例別表第７の２の項に掲げる商工会法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
23-1, 24	設立の認可又は不認可の処分及び通知（一連の事務で１件とする）	件	—
42-5	総会等の招集の承認	件	—
44-2, 4 等	定款の変更の認可又は不認可の処分及び通知（一連の事務で１件とする）	件	—
49	事業報告書等の提出の受理	件	—
50-1	報告の徴収又は検査	件	—
51-1	警告又は業務の一部の停止の処分若しくは設立の認可の取消し	件	—
51-2	警告又は設立の認可の取消し	件	—
51-3	地区を変更し、又は解散すべき旨の勧告	件	—
51-4	設立の認可の取消し	件	—
52-2	解散の届出の受理	件	—
52 / 2-2, 5 等	合併の認可又は不認可の処分及び通知（一連の事務で１件とする）	件	—
53	清算人の選任	件	—
54-1, 2 等	財産処分の方法の認可又は不認可の処分及び通知（一連の事務で１件とする）	件	—
54 / 3	清算の終了の届出の受理	件	—

３２ 特例条例別表第７の３の項に掲げる家庭用品品質表示法（以下「法」という。）及び家庭用品品質表示法施行令（以下「政令」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 19-2	立入検査事務	件	—
政令 4-5	消費者庁長官への協議	件	—
政令 4-6	消費者庁長官への報告	件	—

３３ 特例条例別表第７の４の項に掲げる消費生活用製品安全法（以下「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（以下「政令」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 40-1	報告の徴収（特定製品）	件	—
	報告の徴収（特定保守製品）	件	—
法 41-1	立入検査事務（特定製品）	件	—
	立入検査事務（特定保守製品）	件	—
法 42-1	製品の提出命令（特定製品）	件	—
	製品の提出命令（特定保守製品）	件	—
政令 14-2	経済産業大臣への報告（特定製品）	件	—
	経済産業大臣への報告（特定保守製品）	件	—

３４ 特例条例別表第７の５の項に掲げる中小小売商業振興法（以下「法」という。）及び中小小売商業振興法施行令（以下「政令」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 4-1	商店街整備計画の認定	件	—
法 4-2	店舗集団化計画の認定	件	—
法 4-3	共同店舗等整備計画の認定	件	—
法 4-6	商店街整備等支援計画の認定	件	—
法 4-8	所管する大臣への協議	件	—
法 13-1	実施状況について報告を求めること	件	—
政令 9-1	高度化事業計画の変更の認定	件	—
政令 9-2	高度化事業計画の認定の取消し	件	—

３５ 特例条例別表第８の１の項に掲げる農地法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
18-1	賃貸借の解除等の許可	件	—
18-3	都道府県機構の意見を聴くこと	件	—
18-4	許可に条件を付けること	件	—
49-1	立入調査等事務	件	—
49-3	通知又は公示	件	—
50	農業委員会等から報告を求めること	件	—

3 6 特例条例別表第 8 の 2 の項に掲げる農地法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
4-1, 2, 3	農地の転用の許可申請を受理し、意見を受け、及び許可すること (一連の事務で 1 件とする)	件	—
4-7	許可に条件を付けること	件	—
4-8	国等と協議をすること	件	—
4-9	農業委員会の意見を聴くこと	件	—
5-1, 3	農地等の転用のための所有権の移転等の許可申請を受理し、意見を受け、及び許可すること (一連の事務で 1 件とする)	件	—
5-3	許可に条件を付けること	件	—
5-4	国等と協議をすること	件	—
49-1	立入調査等事務	件	—
49-3	通知又は公示	件	—
50	農業委員会等から報告を求めること	件	—
51-1	違反転用に対する処分	件	—
51-3	違反転用者等の公表	件	—
51-4	行政代執行	件	—
51-5	行政代執行に要した費用を負担させること	件	—
52-4	要請を受けること	件	—

3 7 特例条例別表第 8 の 3 の項に掲げる農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
15 / 2-1	農用地区域内における開発行為の許可	件	—
15 / 2-5	許可に条件を付けること	件	—
15 / 2-6, 7	都道府県機構の意見を聴くこと	件	—
15 / 2-8	国又は地方公共団体と協議をすること	件	—
15 / 3	開発行為の中止等を命ずること	件	—
16-1	勧告	件	—
16-2	公表	件	—

3 8 特例条例別表第 8 の 4 の項に掲げる農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
18-1	農用地利用集積等促進計画の認可	件	—
18-7	農業委員会に通知し、及び公告すること	件	—

3 9 特例条例別表第 9 に掲げる土地改良法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
18-17、18	役員の氏名等の届出の受理による公告	件	—
18-17、18	土地改良区等の各種証明書の発行	件	—

4 0 特例条例別表第 1 1 の 3 の項に掲げる屋外広告物法（以下「法」という。）及び愛知県屋外広告物条例（以下「条例」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 7-2	条例違反に対する除却等の措置の実施等	件	—
法 7-3	条例違反に対する代執行及び費用の徴収	件	—

法 8-1	広告物又は掲出物件の保管及び公示	件	—
法 8-3	広告物又は掲出物件の売却等	件	—
法 8-4	広告物又は掲出物件の廃棄	件	—
条例 15-1	条例違反に対する設置の停止及び除却等の命令	件	—
条例 15-2	除却すべき旨等の公告	件	—
条例 17-1	報告及び資料提出の要求、土地若しくは建物への立ち入り、広告物若しくは掲出物件の検査等	件	—

4 1 特例条例別表第 1 1 の 4 の項に掲げる土地区画整理法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
76-1	土地の形質の変更等の許可 ※ただし、市においては、個人、組合、区画整理会社及び市施行の事業地内における許可件数は記載しない。	件	—

4 2 特例条例別表第 1 1 の 5 の項に掲げる土地区画整理法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
4-1	土地区画整理事業の施行の認可	件	—
10-1	規準等の変更の認可	件	—
11-4	規約の認可	件	—
11-7	新たに施行者となった者の氏名等の届出の受理	件	—
13-1	土地区画整理事業の廃止又は終了の認可	件	—
14-1, 2	組合の設立の認可	件	—
14-3	事業計画の認可	件	—
20-2	事業計画についての意見書の受理	件	—
29-1	理事の氏名等の届出の受理	件	—
39-1	定款等の変更の認可	件	—
45-2	組合の解散の認可	件	—
49	決算報告書の承認	件	—
86-1	換地計画の認可	件	—
97-1	換地計画の変更の認可	件	—
103-3	換地処分届出の受理	件	—
136-1	農業委員会等からの意見徴収	件	—

4 3 特例条例別表第 1 1 の 6 の項に掲げる駐車場法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
12	路外駐車場の設置等の届出の受理	件	—
13-1	管理規程の届出の受理	件	—
13-4	管理規程の変更の届出の受理	件	—
14	路外駐車場の休止等の届出の受理	件	—
18-1	路外駐車場の立入検査等	件	—
19	是正命令又は停止命令	件	—

４４ 特例条例別表第１１の７の項に掲げる宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（以下「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 12-1	工事の許可	件	—
法 12-3	工事等の許可に条件を付すること	件	—
法 12-4	工事主の氏名等の公表	件	—
法 14-2	許可証の交付又は不許可処分の通知	件	—
法 15-1	国、都道府県、指定都市、中核市との協議	件	—
法 16-1	計画の変更の許可	件	—
法 16-2	軽微な変更の届出の受理	件	—
法 17-1	工事の完了に係る検査	件	—
法 17-2	検査済証の交付	件	—
法 17-4	工事の完了に係る確認	件	—
法 17-5	確認済証の交付	件	—
法 18-1	特定工程に係る工事の検査	件	—
法 18-2	特定工程に係る中間検査合格証の交付	件	—
法 19-1	工事の実施状況等の報告の受理	件	—
法 20-1	工事等の許可の取り消し	件	—
法 20-2	工事の施行の停止命令	件	—
法 20-3	土地の使用の禁止、制限	件	—
法 20-4	作業の停止命令	件	—
法 20-5	行政代執行	件	—
法 20-6	行政代執行に要した費用を負担させること	件	—
法 21-1	工事の届出の受理	件	—
法 21-2	工事主の氏名等の公表	件	—
法 21-3	擁壁等に関する工事等の届出の受理	件	—
法 21-4	宅地、農用地等に転用した旨の届出の受理	件	—
法 22-2	擁壁等の設置又は改造等の勧告	件	—
法 23-1	擁壁等の設置又は改造等を命ずること	件	—
法 23-2	工事の命令	件	—
法 24-1	土地等の状況の立入検査	件	—
法 25	土地等の状況について報告を求めること	件	—
法 27-1	工事の計画の届出の受理	件	—
法 27-2	工事主の氏名等の公表	件	—
法 27-3	工事の計画変更等の勧告	件	—
法 27-4	勧告に係る措置の命令	件	—
法 28-1	工事の計画変更の届出の受理	件	—
法 30-1	工事の許可	件	—
法 30-3	工事等の許可に条件を付すること	件	—
法 30-4	工事主の氏名等の公表	件	—
法 33-2	許可証の交付又は不許可処分の通知	件	—
法 34-1	国、都道府県、指定都市、中核市との協議	件	—
法 35-1	工事の計画変更の許可	件	—
法 35-2	軽微な変更の届出の受理	件	—
法 36-1	工事の完了に係る検査	件	—
法 36-2	検査済証の交付	件	—
法 36-4	工事の完了に係る確認	件	—
法 36-5	工事の完了に係る確認済証の交付	件	—

法 37-1	特定工程に係る工事の検査	件	—
法 37-2	特定工程に係る中間検査合格証の交付	件	—
法 38-1	工事の実施状況等の報告の受理	件	—
法 39-1	工事等の許可の取り消し	件	—
法 39-2	工事の施行の停止命令	件	—
法 39-3	土地の使用の禁止、制限	件	—
法 39-4	作業の停止命令	件	—
法 39-5	行政代執行	件	—
法 39-6	行政代執行に要した費用を負担させること	件	—
法 40-1	工事の届出の受理	件	—
法 40-2	工事主の氏名等の公表	件	—
法 40-3	擁壁等に関する工事等の届出の受理	件	—
法 40-4	宅地、農地等に転用した旨の届出の受理	件	—
法 41-2	擁壁等の設置又は改造等の勧告	件	—
法 42-1	擁壁等の設置又は改造等を命ずること	件	—
法 42-2	工事の命令	件	—
法 43-1	土地等の状況の立入検査	件	—
法 44	土地等の状況について報告を求めること	件	—
省令 88	計画が規定に適合していることを証する書面の交付	件	—
規則	別に規則で定めるもの	件	—

４５ 特例条例別表第１１の８の項に掲げる宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
18-1	特定工程に係る工事の検査	件	—
18-2	特定工程に係る中間検査合格証の交付	件	—
19-1	工事の実施状況等の報告の受理	件	—
37-1	特定工程に係る工事の検査	件	—
37-2	特定工程に係る中間検査合格証の交付	件	—
38-1	工事の実施状況等の報告の受理	件	—

４６ 特例条例別表第１１の９の項に掲げる宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
規則	届出の受理及び許可証の交付	件	—

４７ 特例条例別表第１１の１０の項に掲げる流通業務市街地の整備に関する法律に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
38-1	権利の設定等の承認	件	—

４８ 特例条例別表第１１の１２の項に掲げる都市計画法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
26-1	土地の試掘等の許可	件	—

4 9 特例条例別表第 1 1 の 1 3 の項に掲げる都市計画法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 53-1	建築物の建築の許可	件	—
法 53-2	国の機関との協議	件	—
法 80-1	報告の実施	件	—
法 81-1	許可の取消等	件	—
省令 60-1	書面の交付	件	—
省令 60-2	書面の交付	件	—

5 0 特例条例別表第 1 1 の 1 4 の項に掲げる都市計画法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
59-4	都市計画事業の施行の認可	件	—
63-1	事業計画の変更の認可	件	—
64-1	地位の承継の承認	件	—
80-1	勧告等の実施	件	—
81-1	許可の取消等	件	—

5 1 特例条例別表第 1 1 の 1 5 の項に掲げる公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
4-1	土地の所在及び面積等の届出の受理	件	—
5-1	買取りを希望する旨の申出の受理	件	—
6-1	買取り協議団体の決定・通知	件	—
6-3	買取り協議団体がない旨の通知	件	—

5 2 特例条例別表第 1 1 の 1 6 の項に掲げる国土利用計画法に関する法律に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
23-1	土地の利用目的等の届出の受理	件	—
24-1	土地の利用目的についての審査（勧告なし）	件	—
24-1	土地の利用目的についての審査（勧告あり）	件	—
24-3	変更の勧告の期間延長の通知	件	—
25	勧告に基づき講じた措置の報告	件	—
26	勧告に従わない旨等の公表	件	—
27	権利の処分についてのあっせん等の措置	件	—
27 / 2	利用を図るための必要な助言	件	—
41-1	立ち入り検査・質問	件	—

5 3 特例条例別表第 1 1 の 1 7 の項に掲げる高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
12-1	特定路外駐車場の設置の届出の受理	件	—
12-2	特定路外駐車場の変更の届出の受理	件	—
12-3	違反者に対する必要な措置命令	件	—
53-2	報告の徴収、立入検査等	件	—

5 4 特例条例別表第 1 2 の 8 の項に掲げる都市再開発法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
61-1	土地の試掘等の許可 ※ただし、市においては、個人、組合、再開発公社、都市再生機構、地方住宅供給公社及び市施行の事業地内における許可件数は記載しない。	件	—

5 5 特例条例別表第 1 2 の 9 の項に掲げる都市再開発法（以下「法」という。）及び都市再開発法施行令（以下「政令」という。）に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
法 7 / 9-1	第一種市街地再開発事業の施行の認可	件	—
法 7 / 16-1	規準等の変更の認可	件	—
法 7 / 17-4	規約の認可	件	—
法 7 / 19-1	審査委員の選任の承認	件	—
法 7 / 20-1	第一種市街地再開発事業の終了の認可	件	—
法 11-1, 2	組合の設立の認可	件	—
法 11-3	事業計画の認可	件	—
法 38-1	定款等の変更の認可	件	—
法 45-4	組合の解散の認可	件	—
法 49	決算報告書の承認	件	—
法 72-1 後段	権利変換計画の認可	件	—
法 99 / 3-3	特定建築者の決定の承認	件	—
法 112	事業代行の開始の決定	件	—
法 114	事業代行者となること	件	—
法 117-1	事業代行終了の公告	件	—
法 124-3	措置命令	件	—
法 124 / 2-1	会計状況の検査又は処分の取消し命令等	件	—
法 124 / 2-2	第一種市街地再開発事業の施行の認可の取消し	件	—
法 125-1	組合の事業又は会計状況の検査	件	—
法 125-2	組合員の請求による組合の事業又は会計状況の検査	件	—
法 125-3	組合のした処分の取消し命令等	件	—
法 125-4	組合の設立の認可の取消し	件	—
法 125-5	総会等の招集	件	—
法 125-6	理事等の解任について投票に付すこと	件	—
法 125-7	議決等の取消し	件	—
法 133-1	管理規約の認可	件	—
政令 4 / 2-3	審査委員の解任の承認	件	—

5 6 愛知県教育委員会事務処理特例条例別表 1 の項に掲げる学校教育法に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
130-1, 4	専修学校の設置廃止及び目的の変更の認可並びに認可をしない旨の通知	件	—
134-2	各種学校の設置廃止の認可	件	—

注 「手数料収入」欄が「—」となっている事務で、新たに市町村で手数料を徴収することとなった場合は、適宜様式を修正の上報告してください。

様式第 2 別紙

年度 1 月報告分取扱い件数

団体名：

1 愛知県事務処理特例条例（以下「特例条例」という。）別表第 6 の 3 8 の項に掲げる愛知県プール条例に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
11-1	必要な報告の徴収又は立入検査	件	—

2 特例条例別表第 1 2 の 1 7 の項に掲げる人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づく事務

条 項	事務内容	取扱い件数	手数料収入
12	整備計画の届出の受理	件	—
12	整備計画の届出の受理（小規模特定施設）	件	—
18-1	適合証の交付	件	—
18-1	適合証の交付（小規模特定施設）	件	—
19-1	実施状況の報告を求めること	件	—
19-1	実施状況の報告を求めること（小規模特定施設）	件	—

注 「手数料収入」欄が「—」となっている事務で、新たに市町村で手数料を徴収することとなった場合は、適宜様式を修正の上報告してください。